

会

議

午前 10 時 0 分開議

○議長（小泉孝敬君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで報告の件がありますので、係長をして朗読いたさせます。

○庶務兼議事係長（中堀啓司君） 朗読いたします。

下総行第24号。令和元年6月21日。

下田市議会議長、小泉孝敬様。静岡県下田市長、福井祐輔。

令和元年6月下田市議会定例会提出議案の原案訂正について。

このことについて、下記のとおり訂正したく申し入れます。

記。

1. 件名、議第51号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第2号）。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ここで暫時休憩いたします。

ただいまより議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

午前 10 時 1 分休憩

午前 10 時 8 分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◎追加日程

○議長（小泉孝敬君） お諮りします。

先ほど市長より、議第51号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第2号）について原案修正の申し入れがありました。

この際、議第51号の原案訂正について日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第51号の原案訂正については日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議第51号の原案訂正・質疑

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） 申しわけありません。貴重な時間をいただきまして、おわびを申し上げます。

本日ご審議いただきます議第51号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第2号）につきまして、補正額の一部に誤りがございましたので、提出議案の原案訂正をさせていただき、ご審議をお願いするものでございます。

たび重なる予算書の差しかえにより、多大なご迷惑をおかけしましたことを心からおわび申し上げます。二度とこのようなことがないように指導していきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） すみません。貴重なお時間をいただき、まことに申しわけございません。

ただいま市長より申し上げました議第51号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第2号）の原案訂正につきましては、お配りさせていただきました正誤表によりましてご説明申し上げます。

補正予算の内容につきましては、後ほど補正予算をご審議いただきますときにご説明をさせていただきますが、まずは正誤表の2ページをお開きください。

32ページから33ページは、7款5項4目都市計画費5250都市公園維持管理事業敷根公園指定管理料（消費税増税対応分）（新規）の金額でございます。正しくは、133万5,000円計上しなければならないところ、66万8,000円となっております。訂正するに当たり、不足する66万7,000円を予備費で調整させていただきたく、その下段でございますが、予備費を244万5,000円から66万7,000円減額し、177万8,000円とするものでございます。

正誤表の1ページにお戻りいただきまして、ただいまの委託料と予備費の訂正により、予

算書 4 ページから 5 ページ、「第 1 表 歳入歳出予算補正」歳出における 7 款土木費 5 項都市計画費及び 6 ページから 7 ページ、12 款予備費 1 項予備費の補正額及び計の額、14 ページから 15 ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、1 総括、歳出、7 款土木費及び 12 款予備費の補正額、計の額、補正額の財源内訳の一般財源の額、30 ページ、3 歳出、7 款土木費、次のページの最下段、35 ページ、予備費、いずれも訂正させていただくものでございます。

続きまして、3 ページでございますが、補正予算の概要の訂正でございますが、8 ページ、総務課関係、12 款 1 項 1 目予備費を 244 万 5,000 円から 177 万 8,000 円に訂正することにより、総務課計を 1,513 万円から 1,446 万 3,000 円に、12 ページ、建設課関係、7 款 5 項 4 目 5250 都市公園維持管理事業を 66 万 8,000 円から 133 万 5,000 円に訂正することにより、建設課計を 2,059 万 7,000 円から 2,126 万 4,000 円に訂正させていただくものです。

以上、議第 51 号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第 2 号）の原案訂正の説明を終わらせていただきます。このたびは本当に申しわけございませんでした。今後は誤りのないように心がけてまいります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

議第 51 号の原案訂正については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、原案訂正については、これを承認することに決定いたしました。

◎議第 44 号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 日程により、議第 44 号 下田市森林環境整備促進基金条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） それでは、議第 44 号 下田市森林環境整備促進基金条例の制定についてご説明させていただきます。

まず、議案件名簿の 8 ページをお開きください。

議案のかがみでございます。下田市森林環境整備促進基金条例を、次の9ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、森林資源の適切な管理に要する経費の財源に充てるためでございます。

条例の内容につきましては、条例改正関係等説明資料により説明させていただきます。お手数ですが、条例改正関係等説明資料の1ページをお開きください。

まず第1条でございます。設置についてでございます。この基金の目的及び処分できる事業を定めており、森林資源の適切な管理を行うため、基金を設置するものでございます。

続いて第2条です。積み立てについてでございます。基金に積み立てる額は毎年度予算に定める額とするものでございます。また、基金の原資は、国から配分される森林環境譲与税をもって充てるものでございます。

続いて第3条です。管理についてでございます。最も確実かつ有効な方法により保管しなければならない旨を規定してございます。

続いて第4条です。運用益金の処理についてでございます。基金の運用から生ずる収益を予算に計上し、基金に積み立てることを規定したものでございます。

条例改正関係等説明資料の次のページ、2ページをお開きください。

続いて第5条です。処分についてでございます。第1条に規定する目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り処分できることを規定したものでございます。

続いて第6条です。委任についてでございます。この条例に定めのない基金に関する事項について、市長に委任することを規定したものでございます。

最後に附則でございます。この条例は公布の日から施行するものとしてございます。

以上、大変雑駁な説明ではありますが、下田市森林環境整備促進基金条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） すみません、大変勉強不足で概念そのものがなかなか理解できておりませんので、基本的な質問といいますか、解説をぜひともお願いをしたいと思うわけであります。

そもそも下田市におきます森林資源とはどういうものかと、これをお尋ねをしたいと思い

ます。一般的に、市内には城山公園という大きな公園もございますが、これらも含めた全ての森林と言われるようなものがこの対象になっているのかと、具体的には市内におけます森林資源というのは、主なるものはどういうものなのかと、しかもそれらがどのような管理をされてきているのかと、その管理に基づいてこの基金が必要だとかいうご説明かと思いますので、それらの管理にどのような種類の経費が今日かかるようになるのか、あるいは将来かかるようになるのかと。そしてこの基金によって幾らの額を、基金ですので積み立てていくということになりますと、この目的が達成がされるということになるのかと、この基本的なことについて、大変申しわけございませんが、知識を持っておりませんのでご説明をいただきたいと思うわけであります。

そしてさらに、森林譲与税をもってこれに充てるとかいう規定でございますので、この基金と森林譲与税との関係というのは、どういうぐあいになっているのかと。そして県はご案内のように今特別な税を取っていようかと思えますけれども、森の力等の事業をする資金を集めていようかと思うわけですが、これらの県の事業とこの基金との関係はどのような関係になるのかという点について、あわせてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二郎） ではまず、下田市の森林の状況というところからお話させていただきます。

森林資源と一言に言いますと、山の中に人工林であり、天然林であり、いろんな木がこの下田市には植わっているわけですが、一応それら全て森林法に基づく森として数えられるものは森林資源というふうに言っているのではないかと考えております。そういった中で、下田市は皆さんご存じのとおり、下田市の全土の約7割、8割近くがほとんどが森林に囲われているまちでして、下田市としてはそういった森林の活用というのが非常に重要なのではないかなと考えているところでございます。

これまでも森林の整備という点につきましては、市内の林業をやっている企業の皆様とも連携しつつ、国、県、市のほうから補助を出して間伐等を実施させていただいております。本来、その森林を持っている所有者さんが森林計画というのを作成いたしまして、その計画に基づいて間伐を進めて山を管理していくということで、整備を進めているというのが本来の姿でございます。

そういった中で、この基金の関係というのはどうなっていくのかというお話なんですけれども、山の所有者さんですとか、森林が多い、田舎の地域にも多いんですけれども、所有者

が全国的に高齢になってきておりまして、山に入って山を適切に自分で管理をして木材を切り出して売ってということ、体力的にも難しいということも現実にございます。それで、また山に入らなくなると森林の荒廃が、どんどん手が入らないと、どんどん自然に任せていくと荒廃していく一方でございまして、そういった状況に対して、先ほど言ったとおり補助も出しながら、国、県、市それぞれも補助を出しているんですけれども、整備が追いついていないというのが現状です。

そういった中で、また、この基金の関係、森林環境譲与税との関係になってくるんですけれども、ここでちょっと話は変わるんですが、森林環境税と森林環境譲与税というのが何でできたかということと言いますと、こちら国のほうでつくられた税金でございまして、なぜこういった森林の整備促進のための財源を確保するのかというお話ですが、まず森林というのは水をしっかりと保っていただけということで、山の崩れだとかを抑える効果がございまして、その森林を適切に管理することで災害の防止につながるということがまず一つ、もう一つが国際的な温暖化の抑制のための合意書、協定というものが各国間で結ばれておりまして、もちろんそれ日本も批准しているんですけれども、そういったことを日本として地球温暖化の抑制に国際社会の一員として、しっかりとそういったガスを抑制していくですとか、森林というものを適切に管理して、そういった温暖化に向かわないように、そういったガスを吸収してくれる森林をしっかりと育てていくということを定めているところでございます。

そういうこともありつつ、先ほど言ったように、森林がなかなか整備できていないという現状がある中で、こういった税金が創出されたというところでございます。

なので、この基金については、当然森林の整備の促進、森林の整備そのものに使っていただける譲与税として国からいただくものでありますが、地球温暖化という大きなテーマもありつつ、下田市の森林というものを、今全てに手が回っていない状況ではございますので、そういったものの整備促進に役立てるためにこちらの基金をつくりまして、毎年毎年基金譲与税として国から配分されるものでございますので、そういった整備促進や木材の利活用促進といったことにこの基金を役立てていきたいということでございます。

また、県のほうで税金を取っている森の力という税金がございますけれども、こちらについての役割の分担といいますか、関係ですが、先ほど言ったとおり森林環境譲与税によって整備促進されるというものは、いわゆるその森林の整備をもっと進めていこうという話なんです、県のほうの税金で取っているものは何に使われるかという、緊急性の高い荒廃している森林の整備に使われるというものです。まさに今崩れようとしているという、そうい

った緊急性の高いところに県の税金は充てられています。こちらは県がそういった区分けでそれぞれの財源を使い分けています。

なので、こちらの森林環境譲与税をもらって積み上げていくこの基金については、すぐその緊急性の高いというのは県の税金がありますので、こちらのつくった基金で積み上げた金額からお金を出して実施する事業というのは、長い目で見て森林整備の促進に役立つ施策に、事業に使っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） ちょっとすみません、理解がよく進まないんですけれども。

そうしますと、森林資源というのは市有林、あるいは公有林、国有林等々ではなくて、私が持っているこの森林も対象であると、こう理解していいのかというのが1点、再度確認をしたいと思います。

そうしますと、森といいますと植林、植えることからそれを育てること、そして育てた森林を活用することと、大きく言うと3段階ぐらいに分かれようかと思うんですが、そうしますとこの資金は公的な事業ではなく、個人の森林所有者が森林計画に基づいて事業をするときに補助金とかそういうような形で支出がされるのかと。具体的にさらに言いますと、市内に林道が幾つかあるかと思いますが、これらは市が中心になって事業展開をしていると思うわけですが、こういうような事業にこの資金が使われることになるのか、もう少しイメージが湧くように具体的にこういうものにこの資金が使われるんだと、そしてこの資金は今年どのぐらいで、来年このぐらいためて、この事業規模のこのぐらいの資金が必要であるのかないのか、そこら辺の点について再度お尋ねをしたいと思いますが。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） ではまず、森林の対象といったところですが、議員おっしゃるとおり公有林、国営、県営、市営だけでなく、もちろん私営林も含みます。そちらも含んで対応が可能でございます。

そこで、既存の間伐事業とも実際に実施する内容としてはかぶる部分はございます。確かに現状そういった森林計画を自らがつくって、例えば林業体さんとも協力しながらつくっていただいて、実際に間伐をされている、森の管理をされているという方ばかり、そういう人たちが多ければ特に今の整備の補助金だとかをうまく利用しながらどんどん促進していけるんですけれども、そういったものが必ずしも森林計画が定まっているものではございません。

高齢化だったりとか、引っ越したりだとか、森の管理が、境界線だとか、誰が所有者だとかというのが、結構今情報が散逸している状況にございます。

そういったものをしっかり管理をした上で、市がやるなり、その所有者さんに意思を確認するなりといった調査を踏まえて、森というものを改めてしっかりと区域を分けて、その森の活用方法などを検討した上で、そこの整備に充てるということに対して、この譲与税の資金を活用させていただくというところがございます。

もちろん、しっかり育てるだとか、木材を切り出して活用するとか、そういった計画が定まっている森林に対しては、現時点でももちろんこういった木材の利活用だとか、整備促進にかかるお金でございますので活用することは可能でございます。その際は、基金譲与税として国からいただいたものを、とりあえずこの基金に積み上げますが、その基金から必要な金額を一般の財源のほうに分けまして、そこから林業振興にかかる事業の一つとして、実際に事業として展開していくというような流れを考えてございます。

毎年どれくらいの金額が環境譲与税としてくるのかというお話でございますが、今回3月の国会で決まって、初めての配分が9月になるんですけれども、最初の初年度の時点では試算ですが、580万程度だというふうに県からは聞いております。これは、私有林、人工林の割合ですとか、林業に携わっている人の数ですとか、人口だとか、あとはそもそもその市町がどれくらいの森林を保有しているのかという、いろんな要素から計算されて国の譲与税の税金を割り振っているというものでございます。これは、今年度は580万ではあるんですけれども、今後、随時どんどん上がっていく予定でございます。

毎年度金額が入ってくるんですけれども、今のところの試算で申し上げますと、最終的に15年後には年2,000万円の金額が入るようになってきます。そのためには、今回その森林環境譲与税というものが創設されましたが、それと同時に森林環境税というものが創設されておりまして、こちらが5年後から令和6年度から徴収されることとなっております。そういったものを財源としながら、各森林を保有している市町に配分されていくというものでございます。恐らくこういった資金を、基金を積み立てていって、先ほど議員もおっしゃったとおり、その森林の活用だとか、整備だとか、もしくはその整備をもっと促進するために林道をつくるだとか、そういったことに活用していくものでございます。

恐らく、こういった今の金額580ですとか、大体それから順次上がっていったって、最終的に年2,000万ぐらいにはなるんですけれども、本来のその林道整備ですとか森林の間伐ということに対しては、多分この金額だと、そんなに大きな間伐の事業とか林道整備というのはち

よっと難しい金額ではありますので、むしろそういったものが何か促進できるような、活用できるような方策とかを中心に、森林環境譲与税をこの基金に積み上げて、いろんな活用を検討していきたいと思っていますところでは。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 沢登議員、3回目です。

○13番（沢登英信君） 概略おかげさんで理解が進みましたけれども、個人のこの山林、林業、所有者で森林計画まで持っている方々は何人ぐらいで、この森林のパーセントで言うと何%ぐらいがそういう計画を持っているのか、そういうデータがありましたらご報告いただきたい。それから、そういう形ではそういうものを持たない方々も主な対象ということになるかと今の説明だと思いますので、その方々のパーセンテージや所有者の件数とか、把握されていたら教えていただきたい。まだそういう資料なければ結構ですけども、あればご報告いただきたいと思います。

それから、森林環境税及び森林譲与税等についてきっちり知識を持っていないもんで恐縮なんですけれども、恐らくこの全地域にそういうものがかけられるのか、あるいは一定の地域を森林地域を指定をして、そこに網をかぶせるというぐあいになっているのか、ちょっとそんな思いもしますので、下田市であればどこでも全部この事業の対象になるようにこの税法で定められているのか、ちょっとその確認をさせていただいて終わりたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） 森林所有者の中でどれくらいがしっかり整備計画をつくれているのかという点につきましては、大変申しわけございません、こちらに今手元にデータはございません。かつその所有者さん、例えば誰かが一人が必ずこの山を持っているというのがわかれば楽なんですけれども、多分共有林とかもいっぱいあって、一体所有者が何人いるのかというのも把握できないというのが、全体の母数も把握もなかなか難しいというのが現状でございます。そういった中で、一応少しずつ森林を整備していついていくというところではございまして、どれくらいの所有者がいて、どれくらいなかなか計画が立てられていない山林があるのかということの調査にも、この環境税を使用することは可能でございますので、そういったことで整備をより進めていくために、そういった情報の整理などにも活用していくことも考えていきたいと思っています。

あと、その環境税の対象ですけども、こちらは下田市であれば別に、森林に全てで対応できるものでございます。どの地域の森林だとかに限定するものではございません。

以上でございます。

○13番（沢登英信君） ありがとうございます。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑ありませんか。

9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） 同じく基本的な質問になるかと思いますが、今、沢登議員のほうからあらかた基本的な質問が出ました。私についても認識がほぼなかったものですから、内容的にはその辺の質問なんです、二、三追加してお伺いします。

現在の森林環境整備事業、これ国そのものが音頭取ってやっておりますね。この例えば伐採を全国でやっているのが、伐採に補助金が出て、苗木の頒布に補助金が出て、植え込みに補助金が出て、それから切ったものの運び出し、これに補助金が出て、ほぼ100%補助金が出るような林業政策、これが日本ではほぼ行われております。その中で、国産材、これがほぼ19%、あとの8割方が輸入材で賄っておるわけです。

その中で、今聞いた中では、CO₂云々の話になりますと、相当大きな政策転換というのが打ち出されてきたんだろーと思います。これについては、環境整備、あるいは向上、保全という意味で、害獣等も含めまして、結構な施策であると思いますが、今お聞きしたところ、譲与税の一部が配分されるということなんです、当初が580万何がし、この金額がどういう金額かと言いますと、先年、森の力、県で切ったんです、300坪、これが約400万から500万、ざっと切るだけです。そういったレベルの金額が来るという認識でよろしいですね。

15年後には2,000万ぐらいいくだろうということなんです、そうしますと基金では常設として5億ないしは10億とか一定の規模をキープして、それをもって下田市内の私有林、公共林、共有林を管理していくというふうになっていくんでしょうか。その辺をひとつ教えてください。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） そうですね。議員おっしゃるとおりの規模の金額なんです。

恐らくその500万、1,000万、2,000万程度では、恐らく目に見える山の範囲すらも削れない、伐採も難しいような規模でございます。なので、それをどんどん積み上げていって、大きな金額にしてからどかっとやるかというところとは、正直何に使うかというところは国・県から細かい指導があるわけではなくて、市のほうでそこら辺は自由に、自由といいますか、ある程度森林の整備の促進という目的に外れない範囲ですが、自由に使えるようになっています。それを公有林、私有林というのは余り私の中では分けては考えてはいなくて、森林の伐

採に使うのか、それとももっと伐採が進むような活用を整備するようなものに、この事業の費用として使うのか、どちらかという、私は後者のほうがより長い目で見たときに役立つと思っています。

確かに、伐採ですとか林道整備といいますと、なかなかこの規模の金額では難しいところがありますので、もっと林業体さんが力をつけて大規模な事業が自ら展開できるように、そういった仕組みというのも一緒に考えて、そこに対してこの環境譲与税とかうまく使えればなというふうに考えております。なので、1億、5億、10億というのがたまるまで待つというのもなかなか難しいものでございますので、そういうふうに、持っている金額の中で最大限の効果が出るような政策を考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 9番 進士濱美議員。

○9番（進士濱美君） わかりました。実は、私ども地元にも財産区というのがありまして、そこが約300筆山林を持っているんですよ。相当な面積です。その中で、先ほど申された森林計画、年間計画、管理計画というのを出した覚えがないんですけれども、そういうのも対象はこれからということになるのでしょうか。

そして、現状の整備再生森林については、立派に枝打ちをして成長して生産高になったと、その後に再生して植えていく作業、このサイクルが必要なんです。現在行われているサイクルというのは1回切ったもの、これでまた植えられている面積というのは全国で今40%だけです。というデータが出ております。これ最近のデータなんです。6割が放置、もう植えていないと、切っただけで植えていない、60年、70年になった杉、ヒノキがやっと収益になって、それが植えられていない、6割です。相当な面積が減っているわけです。そうしたものの継承も一つ、この基金条例というのが一つになっていければと期待するんですけれども、あと詳しいことはまた委員会でよろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。ありがとうございました。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑ありませんか。

7番 滝内久生君。

○7番（滝内久生君） 大体様子はわかったんですけれども、その譲与税、市に配分される分については使途の充当事業の縛りはないですよということかというのが確認1点。

それから、下田市独自の今回200万円基金のつかっていますよね。その分についての使途についてどういうふうに考えているか。要は、今林道の整備というか維持管理、ろくにして

いないのはわかっています。そういう事業について充当、その市の単独の積み立て、それを充当できるのかどうなのかというところを確認したいです。

今回はスタートだもんで200万円ですよ、一般財源で積み立てる、今後、例えば国から2,000万円配分されるよ、それ以外に当然市の単独分として積み立てをやるわけですけども、例えばみどりの基金かな、最初は積み立て、市の分をやっているんですが、今は上水の負担金分だけしか積み立てていないという現状がありますので、将来的にそういうふうにならないように自分はしてもらいたい。要は国からの配分プラス市の単独分として、毎年ある一定額を積み立てやっていてもらいたいんですが、そういうつもりがあるのかどうなのか、その点をすみません。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） 充当事業でございますけれども、とりあえず予算のほうに200万円積み立てるというふうにしてございますが、先ほど580万と申し上げましたが、最近試算でそのくらいとわかったものでして、当初は、当初予算を組むときには来年環境税が恐らく入るから、とりあえず200万くらいを積み立てる予算として、とりあえず計上させているものでございます。

今回、9月に580万円が恐らく入ってくると思うんですけれども、とりあえずその額は基金に積み上がります。そこから必要な事業に対して、基金を取り崩して個別の森林の事業に充てていくということで考えております。もちろん充てる事業というのは、森林の整備だとか森林の整備の促進、木材利活用に関する事業に充てるという、それは森林環境税の使途として法律上そういうふうに定められておりますので、それを目的に沿った事業に必ず充てるようにするということになっております。

あと、将来的に基金の積み立てるお金という点でございますけれども、一応この基金自体は森林の適切な管理にという目的でございますけれども、基本的にはもう森林環境譲与税のみを原資とした基金として積み上げていくつもりでございます。基本的には、もうそれ以外を積み立てる金額というのは考えてはございません。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 7番 滝内久生君。

○7番（滝内久生君） 様子はわかりました。あくまでも単費の積み上げじゃなくて、科目存置だということですよ、200万円は。200万円は科目存置という意味合いがあるんであれば、歳入のほうでも当然何がしらのせるのが当然だと思うんですが、その辺がちょっと見えなか

ったものですから、その辺を教えてください。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二郎） そうですね。一応当初予算の歳入の部分で200万円を計上させていただいておりますので、そちらが歳入の部分の記述になって、それが最後9月に譲与分で金額が確定すれば、またその金額が歳入として、また確定することになるんだろうと思います。すみません、これ回答になっていますか。

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） すみません、今の滝内議員のご質問ですけれども、本年度の当初予算に譲与税として200万円、既に入るであろうということで金額のほうを計上させていただいて、今回の補正においては基金を調整しまして、その金額を基金のほうに積み立てるという予算立てとなっております。

以上です。

○7番（滝内久生君） 終わります。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第44号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第45号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第45号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） それでは、議第45号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の10ページをお開き願います。

10ページは議案のかがみでございまして、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙11ページから26ページのとおり、制定させていただくものでございます。

提案理由は、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、料金等の改定を行うためでござ

います。

条例改正につきましては、議案件名簿11ページから26ページの改正文のとおりでございますが、具体的には条例改正関係等説明資料によりご説明申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の3ページをお開き願います。

説明資料①「消費税及び地方消費税の税率の改正経過」でございます。

平成24年8月22日「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税の一部を改正する法律」が公布され、平成26年4月1日から消費税が5%から8%に、平成27年10月1日から8%から10%と段階的に引き上げられることが定められました。このため、平成25年下田市議会12月定例会において5%から8%に引き上げられる消費税分を使用料等に転嫁することとして、「下田市外ヶ岡交流拠点施設条例等の一部を改正する条例」を上程し、議決いただき、平成26年4月1日から施行いたしております。

その後、安倍首相の2度の引き上げ時期の変更表明を経て、平成28年11月18日「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が公布され、その中で、「地方消費税率引き上げの実施時期を平成31年10月1日とする」とされました。

今回改めて引き上げられる分を、使用料等に転嫁させるため、関係条例の改正案を上程させていただくものです。なお、議第49号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の水道料金の改正部分についても同様でございます。

「地方公共団体に対する消費税の特例との関係」でございますが、消費税法では、事業者が行う資産の譲渡等について消費税を課すことになっておりますが、国、地方公共団体等の事業活動は公共性が強いものであることから法令上各種の制約を受けるなど、営利法人と比べ特殊な面が多いことから消費税法上の特例が設けられており、自治体の大部分は消費税の課税対象事業者となっておりません。

しかし、市が支出する需用費、役務費などには当然に税率引き上げ後の消費税が課税されており、そのことによる維持管理経費の増加分を市がそのまま負担することは、財政的な見地からも厳しいものであるため、消費税相当分を料金に転嫁し、徴収させていただくものです。なお、企業会計を採用しております水道会計と下水道会計は、費用として消費税を予算計上しております。

「内税方式となっている施設使用料等の額の設定の考え方」でございますが、今回の改正案の額の設定に当たっての基準額は、税率8%への引き上げ前（平成25年度時点）の額とし

ております。

計算方法でございますが、平成25年度時点の使用量の額Aは、内税で税率5%でありましたので、その額を1.05で割りまして、使用料の原価といたします。その額に1.10を掛けまして出た金額を改正税率反映額といたしまして、その後10円未満を四捨五入して今回の改正額としております。

算出例といたしまして、外ヶ岡交流拠点施設－歴史の交流館－特別展示室－午前の部の例をお示ししておりますが、平成25年度時点の使用料3,300円を1.05で割りますと3,143円となり、これに1.10を掛けますと3,457円となります。その上で、10円未満四捨五入を行い3,460円としたものでございます。

前回、平成26年4月1日に消費税が5%から8%に引き上げられた際と同様に、その負担をどのように、誰が、どれだけ負担するかを検討し、また、基本的には施設の利用者に応分の負担を求めることが、利用をしない市民との公平性を確保するものと判断しております。

今回の改正も、あくまでも消費税引き上げ分を適正に転嫁することを基本といたしておりまして、引き上げによる経費増を全てを転嫁するものではございませんし、根本的な施設使用料等についての見直しもするものではございません。

なお、一部の施設では子育て支援の観点から料金を据え置いたもの、利用の形態から料金改定を行わなかったもの、また種々の理由によりまして、改正の検討の対象としなかった使用料等もございますことをつけ加えさせていただきます。

このような原則に基づいて算定いたしました改正案を下田市公共料金等審議会及び下田市環境審議会に諮問させていただきまして、慎重なご審議をいただき、両審議会の会長様から、慎重審議をした結果、市より示された改正案は適正な額であると認めるとの答申をいただき、その答申に基づきまして、今回の条例案とさせていただいたところでございます。

また、今回の条例につきましては、新規条例のような形となっておりますが、目的をもって多くの条例を一度に改正するときの条例改正の手法の一つであり、内容は既存条例の一部を改正する条例の集合体となっております。

この条例につきましては、ただいま述べましたとおり、消費税の引き上げに伴うものであり、統一的な算定方法により金額を算出し改正額としておりますことから、施設使用料等に係る18件の条例の一部改正を1本の条例とさせていただくものです。

内容といたしましては、内税方式のものが16条例、外税方式を採用しているものが2条例でございます。この外税方式を採用しているものについては、第10条、第18条でございます。

それにつきましては、「100分の108」を「100分の110」と改めさせていただいているものでございます。

4 ページ、5 ページをご覧ください。

新旧対照表でございますが、左側のページが改正前、右側のページが改正後で、アンダーラインの引いてある箇所が今回改正をさせていただくところでございます。また、条建てとしており、各条例の一部改正の後に括弧書きで担当課名を記載させていただいております。

まず、第1条、下田市外ヶ岡交流拠点施設条例の一部を次のように改正するものでございまして、第8条は（入館料）でございますが、第2項中、「1,020円」を「1,050円」に改め、別表1の1の会議室使用料及び2の売店等使用料の表を右のページのように改めるものでございます。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

別表第2、常設展示室入館料の表を右のページのように改めるものでございます。

第2条は、下田市立公民館設置管理条例の一部を次のように改正するものでございまして、別表、下田市立公民館使用料の表を右のページのように改めるものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

第3条は、下田市民文化会館条例の一部を次のように改正するものでございまして、別表、ホール等使用料の表を右のページのように改めるものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

第4条は、下田市立青少年の家設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するものでございまして、別表の1、宿泊せず施設を使用する場合の表及び別表の2、宿泊する場合の表を右のページのように改めるものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

第5条は、下田市立学校施設の使用に関する条例の一部を次のように改正するものでございまして、第3条第1項中の「下田市立小中学校管理規則」を「下田市立学校管理規則（平成29年下田市教育委員会規則第1号）」に改め、別表の1、施設使用料、別表の2、照明使用料の表を右のページのように改めるものでございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

第6条は、下田市立吉佐美運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するものでございまして、別表2、運動広場使用料の表を右のページのように改めるものでございます。

第7条は、下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するものでございまして、別表、老人福祉センター利用料の表を右のページのように改めるものでございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

第8条、下田市立老人憩の家設置管理条例の一部を次のように改正するものでございまして、別表の表を右のページのように改めるものでございます。

第9条、下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正するものでございまして、別表第1の表を右のページのように改めるものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

第10条は、下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するものでございまして、第16条中、「100分の108」を「100分の110」に改めるものでございます。

第11条は、下田市民スポーツセンター条例の一部を次のように改正するものでございまして、別表、体育館等使用料の表を右のページのように改めるものでございます。次ページ備考6において、陶芸窯の使用については、加算の金額を1時間当たり300円から310円に改めるものでございます。

第12条は、下田市旧澤村邸条例の一部を次のように改正するものでございまして、別表を右ページの表のように改めるものでございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。

第13条は、下田市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するものでございまして、別表、会議室等使用料の表を右のページのように改めるものでございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。

第14条は、下田市農村体験宿泊施設条例の一部を次のように改正するものでございまして、別表の（1）宿泊使用料の表を右のページのように改め、同表備考3中、「1,020円」を「1,050円」に改め、別表の（2）会議、休憩使用料、（3）屋外炊飯施設、食堂厨房及び浴室使用料（宿泊利用を除く。）、（4）設備器具使用料（宿泊利用を除く。）表を右のページのように改めるものでございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。

第15条、下田市営住宅条例の一部を次のように改正するものでございまして、別表第2、

大沢市営住宅駐車場の使用料の表を右のページのように改めるものとさせていただきます。

第16条、下田駅前広場等の占用及び占用料徴収条例の一部を次のように改正するものとございまして、別表、下田駅前広場等占用料金表を右のページのように改めるものとさせていただきます。

30ページ、31ページをお願いいたします。

第17条、下田市都市公園条例の一部を次のように改正するものとございまして、別表2の2、敷根公園健康広場使用料及び3、敷根公園庭球場使用料の表を右のページのように改めるものとさせていただきます。

30ページ、31ページをお願いいたします。

4、敷根公園屋内温水プール使用料、5、附帯施設使用料及び6、敷根公園弓道場使用料の表を右のページのように改めるものとさせていただきます。

34ページ、35ページをお願いいたします。

第18条、下田市下水道条例の一部を次のように改正するものとございまして、第14条第1項中、「100分の108」を「100分の110」に改めるものとさせていただきます。

議案件名簿の26ページにお戻りいただき、附則でございしますが、第1項は（施行期日）でございまして、この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行するものとさせていただきます。

第2項は（差額の納入）でございしますが、この条例の施行日前に施行日以後の使用、宿泊又は利用に関する料金（以下「使用料等」という。）が納入された場合で、当該使用料等とこの条例による改正後の諸規定による使用料等の間に差額が生じるときは、別に定める方法により当該差額を納入させるものとさせていただきます。

この第2項の規定につきましては、施設等の使用料は、ほとんどが申請時に前納する規定となっていることから、例えば9月中に10月以降の使用申請をして前納する場合、規定上、現在の使用料しか受領することができません。しかし、消費税の原則といたしまして、使用時の使用料に課される、そういうことになっておりますので、10月の使用時にその差額を納入していただくというものとさせていただきます。

第3項は（発行済回数券の取り扱い）でございしますが、前項の規定は、この条例による改正前の下田市都市公園条例別表第2の規定により発行された回数券で未使用のものについては、適用しないとするものとさせていただきます。

この規定は、既に発行されております回数券につきましては、販売した時点の条件により

まして購入されております。そういうことから、消費税引き上げ期日をまたぐことがあっても、差額の徴収はしないというものでございます。

第4項は（購入済指定袋の取り扱い）でございますが、第2項の規定は、この条例による改正前の下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定により購入された指定袋で未使用のものについては、適用しないとするものでございます。

この規定は、既に購入されておりますごみの指定袋については、購入した時点で、収集手数料を前納したことになります。その後、指定袋にごみを入れて収集に出すときにおいて差額は徴収しないというものでございます。

第5項は（田牛漁業集落排水施設使用料に係る経過措置）でございますが、施行日前から継続して使用している者の使用料の額は、この条例による改正後の下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第16条の規定にかかわらず、施行日以後最初に検針する排除汚水量に係る料金に限り、なお従前の例によるものとするもの。

第6項は（下水道使用料に係る経過措置）でございますが、第5項同様に経過措置を設けるものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、議第45号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。なお、総務課からご説明させていただきましたが、詳細につきましては各担当課からご答弁させていただくこともございますのでご了承いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

ここで休憩したいと思います。11時20分まで休憩とします。

午前11時 6分休憩

午前11時20分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質問のある方はいますか。質疑ありませんか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 国が10月1日から消費税を8%から10%に引き上げると、これに伴

う改正であるとかいう説明いただいたわけでありますが、公営企業法に基づきます水道事業、あるいは下水道、それに関連する集落排水の田牛におきます使用料等の性格と地方自治法で定められております各市の使用料、基本的に性格が私は違うんじゃないかと。その税法上の大きな性格の違いというのは非課税団体であると、下田市は。市民から税金をもらっても国に税金を納めなくていいと、こういう状況にあらうかと思うわけです。そうしますと、18のうちの16の条例の改正以外に、使用料等の改正の対象にしなかったものがあるのかないのか、あるとすればどういうものなのかという点を第1点お尋ねをしたいと。

それから、なお、説明資料の3ページの経過から見ますと、前回も5%から8%に引き上げなかったケースがあらうかと思います。そしてこの実例としては、これを見ますと外ヶ岡の使用料等がこれに当たるのかどうなのか、そういうぐあいに思いますが、1.05を割り返して原価を出して1.1を掛けるんだと、この算式からしますとこういう結果があったかと思うわけです。1.05で割り返して1.08を掛けずに1.10を掛けるんだと、8%の税率は飛び越えて10%で施行だから10%にやるんだと、こういう意思をここで示していると思うわけです。前回は8%にせずに1.05でとどめおいた実例もあるんじゃないかと思いますがけれども、とどめおいた理由というのは何であったのかと、そして今回それらが1.08を飛び越えて1.10にすると、10%掛けると、こういう措置をとっているものもあるんじゃないかと思いますがけれども、そういう実例はないのかと、あったとすればその理由は何かと。

それから、基本的に国が消費税をかけるので、市が賄う、例えば市民文化会館の使用料等も電気料が値上げがされると、諸経費が値上げがされるとこういうことであるので、市民からも消費税分をいただかなければならないんだとこういう論理の組み立てであらうかと思います。そうしますと、具体的にこの各施設ごとに10%に上がることによって、幾らの税金の部分を市としては担わなければならないのかと、この数字ははじき出しているのかとこういうことになってこようかと思います。そういう理屈立てをするんなら、計数的にその理屈立てを明らかにする資料をご提出をいただきたいと。

そして、そのことによって、これを10%に引き上げることによって幾らの収入額が多くなるんだと、1,000円のものが1,010円するということによって、その施設の使用料を含めまして幾らその分の使用料の増になるのかと。私はむしろこの領収書や書式を引きかえていくと、印刷をつくり直さなければならないと、10円、20円のこの値上げのために300円、500円の経費がかかると、こういう実態に実情はなるんじゃないかと思うわけです、こんなことを進めていきますと。

したがって、この公営企業以外の国に払わなくていいというこの条例の部分については、慎重の上に慎重に計算して、財政効率上も単に税法の理屈上だけの問題ではなくて、具体的な予算の措置として、そのことが市にとって財政的にも有利になるのかならないのか、こういう検証が私は必要ではないかと思うわけです。それらの検証がされているのかどうなのか、あわせてお尋ねをしたいと思うわけであります。

それから、ごみ袋等の既に10月1日以前に購入したものについてはその金額で行うんですよ、しかし例えば市民文化会館のこの予約、大ホールやあるいは会議室を予約するということができるわけで、その時点で契約をして申し込んでお金を払った部分は、10月1日以降は消費税分を追加でいただくんですよ、こういう仕組みにしようということのようでございますけれども、そうしますとごみ袋やそれらの使用料とも、このそごといいますか、実態に合わせてそうしたんだという理屈かもしれませんが、現実には下田市が扱う全体の条例体系として、ある部分はその10月時点からだ、ある部分はもう先に予約したものはいいんですよ、こういうことでいいのかと、むしろそうであれば実施する時期をもっと遅らせて、全てのものが予約の部分も、余分にもらわなくていいような措置をとるべきじゃないかと私は思うわけです。

基本的な考え方として、こういう使用料等につきましては、できる限り値上げをしないと、市民に負担を負わせないとこういう努力ができないのかと、こういうことを基本的なものの考え方として進めていただきたいと。この部分は要望でございますけれども、そういう観点からこの条例がどうであるのかということを検証させていただきたいと思うわけです。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） それでは、18条例以外に対象しなかったものというご質問でございますけれども、結果的に料金を据え置いたものがございます。

ですので、この条例に出てこなかったもので申し上げますと、例えば外ヶ岡交流館の常設展示室の小中学生利用料、これにつきましては子育て支援の観点からも、単体、お一人お一人が使用するという事で料金のほうを据え置いております。同様に、敷根プールの占有使用しない場合の小学生以下の料金につきましても、同様にプールについては複数回使っていると思いますので、そちらのほうも子育て支援の観点から料金のほうは据え置きとさせていただいております。

それ以外に、多々戸温水シャワー及び敷根公園の温水シャワーにつきましては、コイン制

になっておりますので、端数が生じるとそちらのほうの対応ができないということで料金のほうを据え置いております。それ以外に、吉田松陰寓寄処の施設の入場料、それから爪木崎自然公園の駐車場の使用料、それから占用料につきましては年額、月額のものとはもともと非課税でございますので、そちらのほうは上げていないということでございます。

それから、前回は引き上げなくて、今回飛び越えて1.1にしたものはないのかというご質問ですけれども、こちらに今回やらせていただいているのは前回5%から8%、それから8%から10%というふうにさせていただいているんですが、前回は端数を切り捨てたというものもございますので、その辺で微妙に割り返したときの金額が計算上ちょっとずれているというところもあるのかなというふうには思っております。

それから、各施設ごとに幾ら増となっているのかということでございますけれども、今回の補正予算、6月補正の影響額といたしましては、使用料の増は42万5,000円、使用料としては3万4,000円、手数料としては39万1,000円の増の予算を計上させていただいております。それに対して、今回事務費委託料ですとか、指定管理料等々の事務費系で10%の影響を受けて、今回補正させていただいたのは354万2,000円でございます。

それから、使用料算定に当たりまして全体的にどのぐらいの影響があるのかというところで、平成29年度の決算額をベースに、全体の1年間として上がったとすると幾らぐらいの影響があるかということで、算定した部分につきましては、実際の歳出のほうが約230万ぐらい多くなるという試算もしております。それから、その試算の中で、沢登議員がおっしゃられたように、領収書なんかを上げるにもっと経費がかかっているのではないかとということでしたけれども、今回の試算の中では純然たる維持管理経費のほうで、どのぐらい差が出るかというところで計算させていただいております。

ごみ袋につきましては、買って、ごみを出すときに差額分の1円とかをそれに張って出すことできないもんですから、現実問題といたしまして、あるものについてはそのまま出していただくということで経過措置を設けさせていただいております。

予約分につきましては、その都度、会場に行って使用するときにお支払いいただく、本来はそうなると思うんですけれども、ですので、差額については徴収させていただくということで、附則のほうに書かせていただいております。

それから、使用料について、できる限り値上げしないほうがよろしいのではないかとご質問でございますけれども、結局この検討させていただいた中でも、先ほど申し上げましたけれども、どなたが負担するのかということで、利用する方に負担していただくというこ

とで、結果的に上げないとするならば、利用しない方が税金で負担していただくようになりますので、どちらも住民の方に負担していただくんですけれども、結果として利用される方に負担していただくというふうに変えさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 小学生のプールの使用料等、子供の育成上無料にしたとこういうことであれば、やはり市民文化会館の市民の文化を向上させていこうと、こういう一考もぜひたえていただいて、無料にするような方向をご検討いただきたいというぐあいに思うわけがあります。これは回答は結構ですけれども、そういう姿勢をぜひとも主張を貫いていただきたいと、検討いただいて、そういう柱が立てることができるものがあれば、これも訂正をしていただきたいというぐあいに思うわけであります。

この中で、老人憩の家の規定があったかと思うんですが、これは現状どうなっていて、なぜこの使用料を上げなければならないのかというぐあいに思うわけです。そしてさらに、そういう意味では公民館等のこの使用料等は、やはり地域のコミュニティー、そういうものをつくり出していくということから考えても、できる限り安い、もともと安い値段でありますので、そういう状態の中で、さらに10%の消費税、10円単位の引き上げを、果たして必要なのかというぐあいの疑問が一般的に出てこようかと思うわけであります。

そういう点からも、再度これらのものはチェックをする必要があるんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺の単に消費税の制度が10月から上がるからこうするんだと、こういうことではないかと思うんですが。

さらに、予測で申しわけないんですけれども、10月1日から国のほうが10%の引き上げをしなかったということになりますと、これはどういうことになりますか。そんなことはないというご回答だとか、そういうことも含めて検討されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（須田洋一君） それでは、老人憩の家がどうなっているのかというご質問でございます。

老人憩の家につきましては、もう老朽化激しく、実は30年度、昨年度から使用料をいただいていた実際にはそろばん塾等やっていたんですけれども、そういったものについてはもう利用を控えていただいております。もう利用については広岡3区のところが使われる祭典の準備等ということになっていきますので、30年度、それから31年度の今現在まで使用料は実際

にはかかっていないということでございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木美鈴君） 市民の社会教育の場である公民館の値上げ、大変心苦しいと思うんですけども、一応下田市の公民館の使用料というのは他市に比べて多少高くなっております。ちょっと近隣の市町村の平均が1,468円、これは中央公民館の大会議室の場合ですが、下田は2,050円となっております。倍とはいきませんが、かなりの高い金額と下田はなっております。だからといって上げていいという理由にはならないのですけれども、高目の金額となっているということ、また、確かに負担はあるのですけれども、社会教育関係団体とか公共団体の主催で、住民のために使用する場合は減免措置がございまして、公共団体の主催で住民のために使用する場合は全額減免、社会教育関係団体が主催する場合は半額減免等の減免を行っている現状がございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） 先ほどの10月1日に消費税が上がらなかった場合ということでございますけれども、今のところそういうのはないというふうに思っております。というのは、この消費税だけに限らず、上げることに伴って国はいろいろな事業をやっておりますので、そちらのほうも全部とめるということはできないかと思っておりますので、今のところ消費税は上がっていくというふうに思っております。万が一とめるとしても、法律を改正する必要がございますので、そちらのほうもすぐにはできないというふうにも考えております。そのような形で10月1日施行はあるというふうにこちらのほうでは考えておりますので、条例改正のほうをさせていただくことといたしました。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第45号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第46号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第46号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（井上 均君） それでは、議第46号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の27ページをお開き願います。

議第46号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙28ページのとおりに制定するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、地方税法施行令等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税の限度額を見直すとともに、低所得者に対する財政支援の強化のため、軽減判定所得の基準額を見直し、軽減対象を拡大するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の36ページをお開き願います。

主な改正内容でございますが、1つ目といたしまして、課税限度額の引き上げでございます。

課税限度額は、1世帯に課税される限度の金額で、このうち基礎課税額を「58万円」から「61万円」に3万円引き上げるもので、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額につきまして改正はございません。

なお、今回の条例改正は、国の改正どおり改正を行うもので、これに伴う影響額でございますが、下段に記載のとおり、5月現在の賦課状況で算出いたしますと70万円の増額となります。

2つ目は、軽減措置の拡充でございます。

軽減措置とは、所得に応じて、国民健康保険税のうち均等割及び平等割を一定割合減額するもので、恐れ入ります、37ページをお開きください。

この軽減判定所得の判定におきましては、被保険者の数に乗すべき金額を引き上げるもので、7割軽減の改正はなく、5割軽減につきましては「27万5,000円」を「28万円」に、2割軽減につきましては「50万円」を「51万円」に改めるものでございます。

なお、こちらも国の改正どおりの改正によるもので、これに伴う影響額でございますが、

下段に記載のとおり、5月現在の賦課状況で算出いたしますと、5割軽減、2割軽減合わせまして48万円の減額となります。

減額となりました国民健康保険税につきましては、県が4分の3、一般会計について4分の1を負担いたします。

2つの改正を合わせて中間所得層の被保険者の負担に配慮した国民健康保険税の見直しを行うものでございます。

なお、40ページに下田市国民健康保険運営協議会の答申書の写しを添付してございますので、ご確認ください。

今回の条例改正につきまして、5月21日に諮問をいたし、協議を行い、5月23日に答申を受けたものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料の38、39ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

第2条第2項ただし書き中「58万円」を「61万円」に改めるものでございます。

次に、第23条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改めるものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の28ページにお戻り願います。

附則でございますが、第1項、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次に、第2項、適用区分でございますが、この条例による改正後の下田市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第46号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第46号議案は、産業厚生委員会に付託します。

◎議第47号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第47号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（井上 均君） それでは、議第47号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の29ページをお開き願います。

議第47号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙30ページのとおり制定するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、介護保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容につきましては条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、説明資料の41ページをお開き願います。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令が、平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日に施行されたことに伴い、下田市におきましても、国が定める法令のとおり、低所得の第1号被保険者の保険料に係る軽減強化の拡大が図られたことから、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の趣旨といたしましては、低所得者保険料軽減強化について、令和元年10月に予定されております消費税率引き上げによります財源の手当であることを反映するものでございます。

具体的には、65歳以上で所得の少ない介護保険料第1段階から第3段階までの方の保険料を、下記の率で減額賦課し、その減額賦課した保険料分を公費で賄おうとするものでございます。

恐れ入ります、42ページをお開き願います。

42ページは、本市の介護保険料の影響を一覧にしたものでございます。

今回の条例改正は、国の改正どおり改正するもので、これに伴う影響額でございますが、

記載のとおり、4月現在の賦課状況で算出いたしますと軽減対象人員は3,219人、第1号被保険者のうちの36.6%と見込んでおります。

条例改正による介護保険料軽減額は、四角で囲んであります下段枠内1行目の歳入減額2,149万9,000円から、2行目にございます保険料軽減当初予算550万8,000円を差し引きしました1,599万1,000円の減額を見込んでおります。

減額となりました保険料につきましては、国民健康保険と同様なんですけれども、国が2分の1、県が4分の1、一般会計において4分の1となる399万8,000円を賄うものでございます。

なお、表の左、上段の左側から2列目、現行保険料の欄は、軽減前の税額を記載してございますので、第1所得段階は平成27年度改正の3,300円減額前となっていることをご了承ください。

今年度は消費税増税分が半年分影響することによりまして、本来の軽減措置予定額の約2分の1の改定となっております。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料の43、44ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回の改正させていただくところでございます。

第5条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改めるもの。

次に、同条第2項中「平成30年度から平成32年度」までを「平成31年度から令和2年度」及び「29,160円」を「24,300円」に改めるもの。

同条第3号中「前2項」を「前各項」に改め、同項を第5項に改め、同条第2項の次に第3項及び第4項を加えることで、第3項は、「所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第2号に該当する者の平成31年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、40,500円とする。」を加えるもの。

第4項は、「所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第3号に該当する者の平成31年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、46,980円とする。」を加えるものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の30ページにお戻りください。

附則でございますが、第1項、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次に、第2項、適用区分でございますが、この条例による改正後の下田市介護保険条例第5条の規定は、平成31年度以降の年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第47号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第47号議案は、産業厚生委員会に付託します。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第48号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第48号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 議第48号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

議案件名簿の31ページ、議案のかがみをお願いいたします。

下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙32ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

お手数ですが、条例改正等説明資料の45ページをお願いいたします。

まず、条例改正の概要でございます。

児童福祉法第34条の8の2の規定に基づき、市町村は放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブの設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないものとされており、放課後児童健全育成事業に従事する者（支援員）及びその員数については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下、基準省令といいます）に従い、定めるものとされております。

今般、平成31年3月29日に基準省令の一部を改正する省令が公布され、同年4月1日から施行されました。

省令の改正内容につきましては、従前は、放課後児童支援員は保育士の資格を有する者など基準省令第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修、以下、放課後児童支援員認定資格研修といいます。が、そちらを修了した者でなければならぬとしていたものでございますが、平成31年度から指定都市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとしたものでございます。

次が、基準省令の改正の新旧対照表でございまして、上段が改正前、下段が改正後でございます。

続きまして、条例の改正について説明させていただきます。

資料46、47ページをお願いいたします。

46ページが改正前、47ページが改正後、アンダーラインの箇所が今回改正させていただく部分でございます。

本条例も省令の改正内容と同様となっております。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長」を加えるものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の32ページに戻っていただき、附則でございますが、この条例の施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第48号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第49号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第49号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（長谷川忠幸君） それでは、議第49号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の33ページ、議案のかがみをお開きいただきたいと思います。

下田市水道使用条例の一部を改正する条例を別紙34ページのとおり制定するものでございます。

提案の理由でございますが、水道法施行令の改正並びに消費税及び地方消費税率の改正に伴い、所要の改正を行うためでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の48ページをお開きください。

先ほど、総務課長より議第45号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてで、消費税及び地方消費税率の改正経過につきまして説明があり、本条例につきましても同様でございますので、私のほうからは改正の内容を説明資料にて説明させていただきます。

こちらが、同条例の新旧対照表でございまして、48ページが改正前、49ページが改正後、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

第10条第4項及び第5項中「第5条」を「第6条」に改め、第29条第1項及び第2項、第37条第1号第4号、第38条第1項並びに次のページをお願いします。

第39条第1項及び第2項中「100分の108」を「100分の110」に改め、第43条第1項中「第4条」を「第6条」に改めるものでございます。

議案件名簿の34ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、第1項でこの条例の施行期日を、令和元年10月1日とするものでございます。

第2項で、経過措置につきまして、施行日前から継続して使用する者の料金の額は、この

条例による改正後の下田市水道使用条例第29条第1項の規定にかかわらず、施行日以後最初に検針する使用水量に係る料金に限り、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、議第49号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第49号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第50号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第50号 平成30年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（長谷川忠幸君） 続きましてお願いします。

議第50号 平成30年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の35ページをお開きください。

平成30年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金1億1,250万6,662円の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、平成30年度下田市水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金につきまして、資本金への組み入れ及び減債積立金への積み立てを行うためでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の52ページをお開きください。

未処分利益剰余金の処分に関する説明書でございます。平成30年度下田市水道事業剰余金処分計算書案でございますが、一番上の欄が当年度末残高でございます。資本金は26億6,697万4,820円で、資本剰余金は144万4,400円でございます。

また、未処分利益剰余金につきましては1億1,250万6,662円で、全額を議会の議決による処分額とすることを提案させていただくもので、内訳といたしまして、資金的収支の補填財

源に使用しました減債積立金の取り崩し額4,660万878円を資本金へ組み入れ、当年度純利益6,590万5,784円を減債積立金へ積み立てるとするものでございます。処分後の残高といたしまして、資本金は27億1,357万5,698円となるものでございます。

なお、資本金への組み入れにつきましては、平成26年度からの会計基準の見直しによりまして、組み入れ資本制度により義務であったものが廃止されたため、議決によって組み入れる処分をするものでございます。また、減債積立金に積み立てる目的につきましては、当年度純利益相当額を次年度以降の企業債償還に充て、財政の健全性を確保するためでございます。

53ページをお開きください。

平成30年度下田市水道事業損益計算書でございます。

一番下に当年度未処分利益剰余金が1億1,250万6,662円とあります。これは、当年度純利益6,590万5,784円とその他未処分利益剰余金変動額4,660万878円の合計となります。

以上、雑駁な説明ではございますが、議第50号 平成30年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第50号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第51号～議第56号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第51号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第2号）、議第52号 令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第53号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第54号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第55号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、議第56号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）、以上6件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） それでは、議第51号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第2号）、議第52号 令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第53号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び議第54号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について一括してご説明申し上げます。

先ほどは、予算書につきまして訂正させていただきましてありがとうございました。

ピンク色の補正予算書と補正予算の概要のご用意をお願いいたします。

初めに、議第51号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

6月の補正予算につきましては、当初予算で想定されなかった事項で、緊急に対応しなければならぬもの、国県補助採択されたもの及び平成30年度ふるさと応援寄附金2億4,028万円のうち、平成30年度中に基金積み立てができなかった3,414万4,000円の補正予算要求の指示をしたところであり、査定もこの方針により行いました。

また、消費税率の改正に伴う使用料等の改定に係る歳入とともに、10%引き上げによる歳出の増額も同時に計上いたしました。後ほど申し上げますが、既に議決いただいた債務負担行為の限度額の金額に不足を生じるものは、消費税増税対応分として新たに債務負担行為を設定しております。

指定管理料につきましては、当初予算は消費税8%で計上していたため、10%への差額分を計上するものです。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和元年度下田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,385万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億2,453万1,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の2ページから7ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条、債務負担行為の補正でございます。

第1項、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正 1追加」による。

第2項、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正 2変更」によるもので、補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

債務負担行為の追加は7件でございます。いずれも10月1日より消費税率が10%に引き上げられることにより、既に議決いただいた債務負担行為の限度額の金額に不足を生じるもので、消費税増税対応分として新たに債務負担行為を設定するものです。

1件目は、基幹系システムクラウドサービス利用料（消費税増税対応分）で、期間は令和元年度より令和4年度まで、限度額は「事業予定額440万円の範囲内で基幹系システムクラウドサービスを利用する旨の契約の消費税増税対応分の契約を令和元年度において締結し、令和元年度予算計上額50万8,000円を超える金額389万2,000円については令和2年度以降において支払う。」もの。

2件目は、下田認定こども園通園バス運行管理業務委託料（消費税増税対応分）で、期間は令和元年度より令和2年度まで、限度額は「事業予定額18万8,000円の範囲内で下田認定こども園通園バス運行管理業務を委託する旨の契約の消費税増税対応分の契約を令和元年度において締結し、令和元年度予算計上額6万3,000円を超える金額12万5,000円については令和2年度において支払う。」もの。

3件目は、敷根公園指定管理料（消費税増税対応分）で、期間は令和元年度より令和2年度まで、限度額は「事業予定額268万1,000円の範囲内で敷根公園の管理運営を委託する旨の契約の消費税増税対応分の契約を令和元年度において締結し、令和元年度予算計上額133万5,000円を超える金額134万6,000円については令和2年度において支払う。」もの。

4件目は、下田市民スポーツセンター指定管理料（消費税増税対応分）で、期間は令和元年度より令和2年度まで、限度額は「事業予定額79万8,000円の範囲内で下田市民スポーツセンターの管理運営を委託する旨の契約の消費税増税対応分の契約を令和元年度において締結し、令和元年度予算計上額39万8,000円を超える金額40万円については令和2年度において支払う。」もの。

5件目は、下田市民文化会館指定管理料（消費税増税対応分）で、期間は令和元年度より令和2年度まで、限度額は「事業予定額281万7,000円の範囲内で下田市民文化会館の管理運営を委託する旨の契約の消費税増税対応分の契約を令和元年度において締結し、令和元年度予算計上額140万1,000円を超える金額141万6,000円については令和2年度において支払う。」もの。

6件目は、I P無線リース料（消費税増税対応分）で、期間は令和元年度より令和2年度

まで、限度額は「事業予定額 3 万 2, 000 円の範囲内で I P 無線をリースする旨の契約の消費税増税対応分の契約を令和元年度において締結し、令和元年度予算計上額 1 万 9, 000 円を超える金額 1 万 3, 000 円については令和 2 年度において支払う。」もの。

7 件目は、生活保護システム使用料（消費税増税対応分）で、期間は令和元年度より令和 3 年度まで、限度額は「事業予定額 12 万 5, 000 円の範囲内で生活保護システムを利用する旨の契約の消費税増税対応分の契約を令和元年度において締結し、令和元年度予算計上額 2 万 5, 000 円を超える金額 10 万円については令和 2 年度以降において支払う。」ものでございます。

いずれも予算書等でご覧いただくときは、科目名称の後に（消費税増税対応分）（新規）と記載させていただいております。

変更は 1 件で、下田中学校仮設校舎整備工事で、設計・工事監理業務と整備工事を分離することとしたためでございます。1 億 500 万円の全体事業費のうち、1, 500 万円を設計・工事管理業務として今回 6 月補正において予算を計上し、工事についてのみ 3 年間の債務負担行為を行うもので、「事業予定額 1 億 500 万円を 9, 000 万円に変更」し、「令和元年度予算計上額 3, 500 万円を超える金額 7, 000 万円について令和 2 年度以降に支払う」を、「令和元年度予算計上額 3, 000 万円を超える金額 6, 000 万円について令和 2 年度以降に支払う」とするものです。

1 ページにお戻りいただき、第 3 条、地方債の変更でございます。

地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。というもので、補正予算書の 10 ページをお開きください。

地方債の変更は、1 件でございます。

起債の目的は、過疎対策事業債で、下田中学校仮設校舎整備工事の変更に伴う増額の財源として、限度額 3 億 1, 680 万円を 3 億 2, 680 万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

ピンク色の補正予算の概要 2 ページ、3 ページをお開きください。

歳入でございます。

15 款 2 項 1 目 6 節 県費・移住・就業支援事業費補助金 315 万円の追加は、移住・就業支援事業費で、国が実施する地方創生事業における補助制度の開始により下田市においても、移住・就業支援補助金を創設するため、その財源として受け入れるもの。

18款 2 項 1 目 4 節ふるさと応援基金繰入金55万円の追加は、空き家バンク登録物件管理業務委託の財源として基金からの繰入金。

20款 5 項 5 目19節雑入219万9,000円の増額は、加増野区に係る自治総合センターコミュニティ助成金を受け入れるものでございます。

総務課関係。

18款 1 項 1 目 1 節繰越金 1 億円の増額は、今回の補正財源とするもの。

21款 1 項 5 目 1 節過疎対策事業債1,000万円の増額は、下田中学校仮設校舎整備工事の変更に伴う増でございます。

防災安全課関係。

15款 2 項 1 目 4 節県費・緊急地震・津波対策等交付金240万5,000円の増額は、土砂災害・洪水ハザードマップ作成のため、緊急地震・津波対策等交付金を受け入れるもの。

18款 2 項 1 目 5 節防災基金繰入金 1 万9,000円の増額は、防災基金繰入金を I P 無線リースの財源に充てるものでございます。

福祉事務所関係。

14款 2 項 2 目 1 節国庫・社会福祉費補助金54万9,000円の増額は、利用者の増に伴うものとして地域生活支援事業費38万7,000円の増、障害者総合支援事業費（障害者自立支援給付支払等システム事業）16万2,000円は、10月に予定される「就学前の障害児発達支援無償化」への対応のためシステム改修に対する補助を受け入れるもの。

同 2 節国庫・児童福祉費補助金56万3,000円の増額は、未婚のひとり親に対する消費税増税の影響を緩和するための臨時・特別給付金事業費に対する補助を受け入れるもの。

同 3 節国庫・生活保護費補助金71万5,000円の増額は、生活困窮者就労準備支援事業費等。

15款 2 項 2 目 1 節県費・社会福祉費補助金19万3,000円の増額は、利用者の増に伴う県費分の増でございます。

市民保健課関係。

14款 1 項 1 目 7 節国庫・低所得者保険料軽減負担金799万5,000円の増額は、介護保険法施行令改正に伴う低所得者保険料軽減負担金の増。

同 2 項 3 目 1 節国庫・保健衛生費補助金10万5,000円の増額は、風疹対策事業。

15款 1 項 1 目 5 節県費・保険基盤安定負担金36万円の増額は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の拡大に係る保険基盤安定繰出金の増額財源。

同 6 節県費・低所得者保険料軽減負担金399万8,000円の増額は、介護保険法施行令改正に

伴う県費負担分でございます。

4 ページ、5 ページをお開きください。

環境対策課関係。

13款 2 項 3 目 2 節清掃手数料39万1,000円の増額は、手数料の改正による収集手数料の増でございます。

産業振興課関係。

13款 1 項 4 目 6 節基幹集落センター使用料2,000円の増額は、使用料の改正による基幹集落センター施設使用料の増。

同 8 節あずさ山の家占用料2,000円の増額は、あずさ山の家占用料（行政財産使用料）で、井戸水設備占用料。

同 9 節あずさ山の家使用料1,000円の増額は、あずさ山の家施設使用料で科目存置。

16款 1 項 2 目 1 節利子及び配当金1,000円の増額は、森林環境整備促進基金積立金利子で科目存置。

同 2 項 2 目 4 節その他物品売り払い代1,000円の増額は、あずさ山の家井戸水売り払い代で科目存置。

観光交流課関係。

13款 1 項 5 目 1 節施設使用料1,000円の増額は、使用料の改正による旧澤村邸使用料の増。建設課関係。

14款 2 項 5 目 1 節国庫・社会資本整備総合交付金4,550万9,000円の減額は、防災・安全対策事業247万5,000円の増、これは土砂災害・洪水ハザードマップ作成に対するもの、また防災・安全交付金事業（投資的事業）4,798万4,000円の減は、新たに道路構造物点検業務が対象となったための増額825万円と、ゆのもと橋耐震補強工事を地方道更新防災等対策事業に振りかえるもの。

同 3 節国庫・道路更新防災等対策事業費補助金5,623万4,000円の増額は、地方道更新防災等対策事業の増は、ゆのもと橋耐震補強工事の振りかえによるもの。

20款 4 項 1 目 1 節用地事務受託収入370万円の増額は、静岡県土地開発公社から下田市へ、伊豆縦貫自動車道／河津下田道路 I 期の用地取得及び補償等に係る事務委託の本年度契約額が確定したものでございます。

学校教育課関係。

14款 2 項 2 目 2 節国庫・児童福祉費補助金1,474万4,000円の増額は、幼児教育無償化に係

る子ども・子育て支援事業費として、システム改修及び事務費等を新たに受け入れるもの。

18款2項1目12節奨学振興基金繰入金40万円の増額は、奨学振興基金繰入金はニューポート市中学生派遣補助金増額のため、その財源に充てるものでございます。

生涯学習課関係。

13款1項7目1節公民館使用料1万6,000円の増額。

6ページ、7ページをお開きください。

同5節吉佐美運動公園使用料2,000円の増額。

同7節夜間照明使用料1万3,000円の増額は、いずれも使用料の改正による使用料等の増。

15款2項8目1節県費・教育費補助金105万1,000円の増額は、吉田松陰寓寄処の土地境界調査及び不動産鑑定に対し、補助金を受け入れるものでございます。

次に、歳出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

統合政策課関係。

2款1項2目0112職員研修事業4万6,000円の増額は、職員視察に係る普通旅費及び通行料。

同5目0170秘書総務事務65万円の増額は、令和元年10月22日実施の天皇の即位奉祝記念事業として事務費及び委託料。

同8目0240地域振興事業345万9,000円の増額は、下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会委員報酬及び費用弁償、時間外勤務手当、光熱水費ほか寄附受領建物残置物処分業務委託、自治総合センターコミュニティ助成金補助金219万9,000円は、加増野区に係る補助。

同0246移住・交流居住推進事業530万円の増額は、平成31年度運用を開始した空き家バンクの運営に当たり、登録物件の現況調査等のため登録物件管理業務委託110万円、県の地域再生計画に基づき下田市に移住を促進するための移住・就業支援補助金420万円。

同20目0405ふるさと応援基金2,260万円の増額は、平成30年度ふるさと応援寄附された1億6,721万1,000円のうち返礼品代を差し引き、基金に積み立てるものでございます。

総務課関係。

2款1項3目0140行政管理総務事務5万6,000円の増額は、車両関係手数料等で、あずさ山の家で不要となった軽トラックを総務課に所管がえするための経費及び車両リース料（債務）の5,000円はリース料の消費税増額分でございます。

同 4 目0146文書管理事務345万5,000円の増額は、統一的な基準で文書管理を行うため、ファイルボックスや個別フォルダなど全庁統一の文書保管用品を購入するもの。

2 款 9 項 1 目0910電算処理総務事業873万2,000円の増額は、消費税増税対応分として基幹系システムクラウドサービス利用料50万8,000円、子育て支援法改正業務委託822万4,000円は幼児教育無償化に対するもの。

同0921行政情報化推進事業44万2,000円の増額は、ホームページを暗号化するためのセキュアサーバー証明利用料 8 万6,000円及びL G W A Nルーター35万6,000円は機器更新するもの。

12款 1 項 1 目予備費177万8,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

出納室関係。

2 款 1 項11目0320会計管理事務73万2,000円の増額は、臨時雇賃金の増。

防災安全課関係。

2 款 8 項 1 目0860防災対策総務事務1,218万5,000円の増額は、土砂災害・洪水ハザードマップ作成業務委託1,216万6,000円、I P無線リース料（消費税増税対応分）（新規）1 万9,000円。

同 2 目0895防災基金72万2,000円の増額は、平成30年度ふるさと応援寄附された454万3,000円のうち、返礼品代を差し引き積み立てるもの。

8 款 1 項 2 目5810消防団活動推進事業81万5,000円の増額は、時間外勤務手当でございます。

福祉事務所関係。

3 款 1 項 2 目1053地域生活支援等事業77万5,000円の増額は、手話通訳者派遣謝礼、費用弁償の増は利用者の増によるもの。

同項 5 目1120障害福祉サービス事業16万2,000円の増額は、10月に予定される「就学前の障害児発達支援無償化」への対応のため、障害者自立支援給付支払い等システム改修委託。

同 6 目1150ほのぼの福祉基金170万4,000円の増額は、平成30年度ふるさと応援寄附された1,129万8,000円のうち、返礼品代を差し引き、ほのぼの福祉基金に積み立てられなかった額及び一般寄附10万円を積み立てるもの。

3 款 2 項 3 目1300総合福祉会館管理運営事業 6 万5,000円の増額は、消費税増税に伴う総合福祉会館指定管理料（債務）の増でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

3 款 3 項 1 目 1457 臨時・特別給付金事業 122 万円の増額は、未婚のひとり親に対する消費税増税の影響を緩和するための臨時・特別給付金を支給するため、児童扶養手当システム改修業務委託（臨時・特別給付金分）及び臨時・特別給付金。

同 10 目 1730 子育て支援基金 318 万 9,000 円の増額も、平成 30 年度ふるさと応援寄附された 2,001 万 8,000 円のうち、返礼品代を差し引き積み立てるもの。

同 4 項 1 目 1752 生活保護適正実施推進事業 125 万 7,000 円の増額は、生活保護システム改修業務委託、生活保護システム使用料（消費税増税対応分）（新規）でございます。

市民保健課関係。

2 款 3 項 1 目 0500 戸籍住民基本台帳事務 29 万 5,000 円の増額は、住民票等のコンビニ交付開始の P R の印刷製本費、戸籍電算システム保守委託（消費税増税対応分）、庁用備品はプリンターを更新するもの。

3 款 2 項 5 目 1410 指定介護予防支援事業 10 万 4,000 円の増額は、介護支援専門員研修に係る普通旅費及び研修受講費用。

同 7 項 1 目 1902 保険基盤安定繰出金 48 万円の増額は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の拡充に係る保険基盤安定繰出金の増額。

同 8 項 1 目 1950 介護保険会計繰出金 1,837 万 3,000 円の増額は、低所得者保険料軽減に係る介護保険特別会計繰出金及びシステム改修に係る繰出金。

4 款 1 項 2 目 2020 予防接種事業 22 万 8,000 円の増額は、抗体検査・予防接種審査手数料でございます。

環境対策課関係。

4 款 3 項 1 目 2250 清掃総務事務 10 万 9,000 円の増額は、普通旅費。

同 3 目 2280 ごみ収集事務 488 万 6,000 円の増額は、焼却炉の故障による可燃ごみ市外搬出に係る普通旅費、ごみ持ち込み手数料及び可燃ごみ収集業務委託（消費税増税対応分）。

同 4 目 2300 焼却場管理事務 1,778 万 5,000 円の増額は、時間外勤務手当、ごみクレーン等の修繕料、2 号炉を 24 時間運転するためのごみクレーン運転管理業務委託でございます。

産業振興課関係。

5 款 1 項 3 目 3100 農業振興事業 6 万 8,000 円の増額は、12 月に開催される全国農業担い手サミット静岡大会負担金。

同 4 目 3200 農用施設維持管理事業 30 万円の増額は、修繕料。

同 2 項 5 目 3550 みどりの基金 57 万 7,000 円の増額は、平成 30 年度ふるさと応援寄附された

295万9,000円のうち、返礼品代を差し引き積み立てるもの。

同 7 目3570森林環境整備促進基金200万1,000円の増額は、森林環境譲与税を森林環境整備促進基金として積み立てるもの。

同 3 項 1 目3600あずさ山の家管理運営事業178万円の増額は、補正内容等記載のとおりあずさ山の家管理運営経費。

同 4 項 2 目3750漁港管理事業18万3,000円の増額は、車両借り上げ料でございます。

観光交流課関係。

6 款 2 項 2 目4253世界一の海づくり事業30万円の増額は、8月末に開催される全日本ライフセービングクラブ選手権大会補助金。

12ページ、13ページをお開きください。

同 4 目4380外ヶ岡交流館管理運営事業1,000円の増額は、外ヶ岡交流館指定管理料（債務）。

6 款 2 項 5 目4385世界一の海づくり基金206万7,000円の増額は、平成30年度ふるさと応援寄附された1,282万6,000円のうち、返礼品代を差し引き積み立てるもの。

建設課関係。

7 款 2 項 1 目4550道路維持事業1,750万円の増額は、修繕料及び道路構造物点検業務委託1,500万円は前倒しで実施するもの。

同 3 項 1 目4800河川維持事業50万円の増額は、修繕料。

同 5 項 4 目5250都市公園維持管理事業133万5,000円の増額は、敷根公園指定管理料（消費税増税対応分）（新規）。

同 6 目5465景観まちづくり基金192万9,000円の増額は、平成30年度ふるさと応援寄附された1,160万2,000円のうち、返礼品代を差し引き積み立てるものでございます。

学校教育課関係。

3 款 3 項 3 目1550公立保育所管理運営事業37万1,000円の増額は、時間外勤務手当、修繕料、管理用備品を購入するもの。

同 5 目1670認定こども園管理運営事業31万4,000円の増額は、時間外勤務手当、通園バス運転業務委託（消費税増税対応分）（新規）、管理用備品。

同 9 目1749子ども・子育て支援事業176万円の増額は、幼児教育無償化に係る事務経費。

9 款 1 項 2 目6010教育委員会事務局総務事務273万7,000円の増額は、時間外勤務手当、消耗品費及び車両備品は公用車20台に青色回転灯を設置するため。

同 3 目 6020奨学振興事業40万円の増額は、ニューポート市中学生派遣補助金の増。

同 5 目 6040教育振興基金125万3,000円の増額及び同 6 目 6045奨学振興基金54万3,000円の増額は、平成30年度ふるさと応援寄附された返礼品代を除き、両基金に積み立てられなかった額を積み立てるもの。

同 3 項 3 目 6196中学校再編整備事業1,000万円の増額は、債務負担行為の変更でも申し上げましたが、仮校舎の整備について、設計・工事管理業務と整備工事を分離することとしたため、設計管理業務委託として1,500万円、債務負担行為の初年度として予算計上した仮設校舎整備工事（新規）を500万円減額するもの。

同 4 項 1 目 6250幼稚園管理事業99万7,000円の増額は、支援員を増員するため賃金を増額するものでございます。

生涯学習課関係。

9 款 5 項 4 目 6500芸術文化振興事業210万2,000円の増額は、吉田松陰寓寄処の土地購入に向けて用地測量及び不動産鑑定業務委託を実施するもの。

同 5 目 6550公民館管理運営事業177万円の増額は、朝日公民館フェンス設置工事。

同 6 項 3 目 6752下田市民スポーツセンター管理運営事業39万8,000円の増額は、下田市民スポーツセンター指定管理料（消費税増税対応分）（新規）。

同 8 項 1 目 6900下田市民文化会館管理運営事業140万1,000円の増額は、下田市民文化会館指定管理料（消費税増税対応分）（新規）でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第51号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第52号 令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議第45号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでご説明申し上げましたとおり、今回の補正は消費税の引き上げによる使用料の改定によるものでございます。

補正予算書45ページをお開きください。

令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ804万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の46ページから49ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要14ページ、15ページをお開きください。

歳入でございます。

1款1項1目1節広場占用料は、料金の改定により占用料を増額するものでございます。

歳出でございます。

4款1項1目予備費4万6,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第52号 令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第53号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、国民健康保険税条例の一部改正に伴う課税限度額の引き下げ、低所得者に対する税の軽減措置の拡充によるものでございます。

補正予算書61ページをお開きください。

令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,051万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億451万3,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の62ページから65ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要16ページ、17ページをお開きください。

歳入でございます。

1款1項1目1節一般・被保険者・国民健康保険税医療給付費分・現年課税分から1款1項1目3節一般・被保険者・国民健康保険税介護納付金分・現年課税分までの1款国民健康保険税は合計16万円の増額で、国民健康保険税条例の一部改正を前提に課税限度額の引き上げと軽減措置の拡充によるものです。

4款1項1目2節県費・保険給付費等交付金特別交付金23万3,000円の増額は、臨時職員に係る保険者努力支援分及び特別調整交付金分（市町村分）。

6款1項1目1節保険基盤安定繰入金48万円の増額は、国民健康保険税条例の一部改正を前提に、5割2割軽減の減額影響分を保険基盤安定繰入金として一般会計から繰り入れるものでございます。

8款3項6目2節雑入964万円の増額は、保険給付費等負担金精算金で、平成30年度保険給付費等に返還額が発生したためでございます。

歳出でございます。

1款2項1目8321国民健康保険徴収事務23万3,000円の増額は、臨時雇い賃金の増。

8款1項3目8530国民健康保険償還事務964万円の増額は、前年度保険給付費等交付金返還金返還額が発生したため。

9款1項1目予備費64万円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第53号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第54号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の77ページをお開きください。

令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ436万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,836万2,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の78ページから81ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要18ページ、19ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節現年度分保険料1,599万1,000円の減額は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料とも介護保険料の低所得者保険料軽減強化による減額。

3款2項5目1節国庫・介護保険事業補助金198万円の増額は、介護保険システム改修事業に対するもの。

8 款 1 項 4 目 2 節事務費等繰入金238万2,000円の増額は、臨時雇い賃金及び介護保険システム改修に係る事務費等繰入金でございます。

歳出でございますが、1 款 1 項 1 目9201介護保険電算システム整備事業363万円の増額は、介護保険システム改修業務委託の追加。

同 3 項 2 目9207認定調査等事務73万2,000円の増額は、臨時雇い賃金の増でございます。

以上をもちまして、議第51号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第 2 号）から議第54号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）までの説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 上下水道課長。

○上下水道課長（長谷川忠幸君） それでは、議第55号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第 1 号）、議第56号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして一括してご説明申し上げます。

お手数ですが、お手元の下田市公営企業会計補正予算書のご用意をお願いいたします。

それでは、議第55号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

補正第 1 号の内容でございますが、収益的収入並びに支出におきまして、本年度10月 1 日施行の消費税及び地方消費税率の改正に対応した予算の編成を行ったところでございます。

予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条でございますが、令和元年度下田市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものでございます。

第 2 条は、収益的収入及び支出で、予算第 3 条を次のとおり補正するものとしまして、収入で、第 1 款水道事業収益を420万5,000円増額し、6 億9,011万3,000円とするもので、その内訳としまして、第 1 項営業収益を420万5,000円増額し、6 億6,122万9,000円とするものでございます。

支出で、第 1 款水道事業費用を443万5,000円増額し、6 億5,291万6,000円とするもので、その内訳としまして、第 1 項営業費用を25万3,000円増額し、5 億8,084万7,000円とし、第 2 項営業外費用を418万2,000円増額し、6,306万9,000円とするものでございます。

第 3 条は、予算第 9 条を第10条とし、第 5 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加えるものでございます。

第 5 条、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定めるもので

ございます。

1 件目は、上下水道料金システム保守委託料（消費税増税対応分）、期間は令和元年度より令和4年度まで、限度額でございますが、事業予定額5万4,000円の範囲内で上下水道料金システムの保守委託する旨の契約を令和元年度において締結し、令和元年度予算計上額9,000円を超える金額4万5,000円については令和2年度以降において支払う。

2 件目は、上下水道料金システムソフトウェアリース料（消費税増税対応分）、期間は令和元年度より令和4年度まで、限度額は事業予定額4万2,000円の範囲内で上下水道料金システムウェアのリースする旨の契約を令和元年度において締結し、令和元年度予算計上額7,000円を超える金額3万5,000円については令和2年度以降において支払う。

3 件目は、上下水道検針ターミナルリース料（消費税増税対応分）、期間は令和元年度より令和4年度まで、限度額は事業予定額4万2,000円の範囲内で上下水道検針ターミナルのリースする旨の契約を令和元年度において締結し、令和元年度予算計上額7,000円を超える金額3万5,000円については令和2年度以降において支払うものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

4 ページ、5 ページをお開きください。

令和元年度下田市水道事業予算実施計画書の収益的収入及び支出でございます。

収入で、1 款水道事業収益420万5,000円増額するもので、内訳としまして、1 項営業収益1 目給水収益416万円の増額は、普通給水及び特別給水の増額、3 目その他営業収益4 万5,000円の増額は、手数料及び水道加入金の増額でございます。

支出で、1 款水道事業費用443万5,000円増額するもので、内訳としまして、1 項営業費用4 目営業費25万3,000円の増額は、上下水道料金システム消費税額改正対応業務、2 項営業外費用418万2,000円の増額、2 目消費税及び地方消費税の増額でございます。

6 ページ、7 ページをお開きください。

債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

8 ページから10ページをご覧ください。

令和元年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第1号の予定額を増減したもので、8 ページ末尾に記載してありますように、資産合計は64億7,744万1,000円となるものでございます。

10ページ末尾に記載してございますように、負債資本合計は64億7,744万1,000円となり、

さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

11ページをご覧ください。

令和元年度下田市水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュフローが2億4,928万1,000円、投資活動によるキャッシュフローがマイナス3億3,718万7,000円、財務活動によるキャッシュフローが4,092万9,000円となり、資産減少額がマイナス4,697万7,000円となるものでございます。令和元年度資金期首残高2億6,611万4,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が2億1,913万7,000円となるものでございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、議第55号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

それでは続きまして、議第56号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

補正第1号の内容でございますが、収益的収入及び収益的支出におきまして、消費税及び地方消費税率の改正に伴う対応、収益的支出におきまして、予算計上した請負工事費を資本的支出に組み替えた予算の編成を行ったところでございます。

お手数ではございますが、下田市公営企業会計補正予算の19ページをお開きください。

第1条でございますが、令和元年度下田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、令和元年度下田市下水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしまして、第4号の主要な建設改良事業として、管渠整備事業費と処理場改良事業費の合計2億5,350万6,000円を2億5,700万6,000円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしまして、収入で第1款下水道事業収益を120万増額し、9億2,406万6,000円とするもので、その内訳としまして、第1項営業収益を120万円増額し、1億6,570万1,000円とするものでございます。

支出で、第1款下水道事業費用を230万減額し、7億9,610万9,000円とするもので、その内訳としまして、第1項営業費用を350万減額し、7億110万3,000円、2項営業外費用を120万増額し、8,449万3,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条を本文括弧書き中「不足する額3億4,473万1,000円」を「不足する額3億4,823万1,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,177万9,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額

1,209万7,000円」に、「利益剰余金予定処分額1億504万6,000円」を「利益剰余金予定処分額1億822万8,000円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のように補正するものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出を350万増額し、6億8,703万4,000円とするもので、その内訳としまして、第1項建設改良費を350万増額し、2億5,750万6,000円とするものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

22ページ、23ページをお開きください。

令和元年度下田市下水道事業会計予算実施計画書の収益的収入及び支出でございます。

収入で、第1款水道事業収益120万増額するもので、内訳としまして、第1項営業収益第1目下水道使用料120万の増額は、下水道使用料の増額でございます。

支出で、1款下水道事業費用を230万減額するもので、内訳としまして、1項営業費用350万の減額は、1目管渠費工事請負費の減額、2項営業外費用を120万増額は、2目消費税及び地方消費税の増額でございます。

24ページ、25ページをお開きください。

資本的支出でございます。

1款資本的支出350万円増額するもので、内訳としまして、1項建設改良費350万円の増額は、1目管渠整備事業費工事請負費の増額でございます。

26ページ、27ページをお開きください。

令和元年度下田市下水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第1号の予定額を増減したもので、26ページ末尾に記載してありますように、資産合計は115億5,877万2,000円となるものでございます。

28ページ末尾に記載してありますように、負債資本合計は115億5,877万2,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

29ページをご覧ください。

令和元年度下田市下水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。

営業活動によるキャッシュフローが3億4,748万2,000円、投資活動によるキャッシュフローがマイナス1億4,492万7,000円、財務活動によるキャッシュフローがマイナス1億9,266万5,000円となり、資金増加額が989万円となるものでございます。令和元年度資金期首残高4,418万5,000円から資金増加額を加えますと、資金期末残高が5,407万5,000円となるもので

ございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、議第55号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）から議第56号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

ここで休憩したいと思います。2時20分まで休憩いたします。

午後 2時 8分休憩

午後 2時20分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開します。

議第51号から議第56号について当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第51号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第2号）に対する質疑を行います。

1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） 補正予算書の概要の13ページ、お願いいたします。

学校教育課、9款1項2目6010事業の補正額273万7,000円のうちの時間外勤務手当240万円についてお尋ねいたします。

本資料では、手当が支給される期間、また支給対象となる人員の詳細がつかめませんが、今補正予算で計上されております他の事業の時間外労働手当と比較した際、補正額が多くございましたので、補正に当たり、新規事業など予定にない特殊要因があるのかどうかお尋ねいたします。

もう1点、働き方改革関連法の成立に伴い、民間企業では労働基準法が改正され、2019年4月以降、時間外労働の上限規制や5日間の有給休暇取得義務などが実施されております。市役所におきましても、同法令の趣旨に基づき、そうした取り組みがされておりましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 学校教育課教育委員会事務局総務事務の時間外勤務手当の240万円の増額の要因でございます。

こちら歳入のほうでもちょっとご説明をさせていただいた、総務課長のほうから説明させていただきましたが、本年の10月1日から幼児教育・保育の無償化というものが実施される

ということでございます。それに伴いまして、歳入で、子ども・子育て支援事業ということで1,474万4,000円を歳入で計上してございます。こちらにつきましては、要は幼児教育・保育無償化の実施の円滑事業ということで、事務費、また臨時職員の賃金、それから職員の時間外勤務手当、こちら10分の10で補助金をいただくというようなことになってございます。

内容につきましては、システム改修に係る総務課の職員の時間外勤務手当、それから幼児教育・保育の無償化事務にかかわる学校教育課職員、そちらの職員の時間外勤務手当を計上させていただいたものでございまして、総勢8人程度、5カ月ぐらいを想定させていただいたというようなところでございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 私のほうからは、時間外勤務に関することについてお答えさせていただきます。

すみません、今明確に働き方改革の当たっている時間を正直なところ頭に入っていないんですが、100時間以上だとかそういったルールがあるところでございます。

統合政策課におきましては、各課に業務記録簿、毎日業務記録簿を出させていただいて、時間外勤務について調査させていただいております。それで過大に時間外を超えている職員については、個々にちょっと面接を行って事情聴取といいますか、そういったことを行っております。

今後も、その時間管理につきましては、業務記録簿について調査し、対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） もう1点ご質問させていただきました、年次有給休暇の取得に向けての取り組み等がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 有給休暇の取得については、一般的に1年、一般職ですと20日あります。あと、夏休みは3日の厚生休暇と別に5日間有給休暇をとって、福利厚生というか体を休めるようにというお願いをしている中で、また各課において、いろんな時期によって、業務量も違う中で平均的10日ぐらいはとるようにという、あくまでもこれは目安ですけども、とっていただくようなお願いとか、ご指導はさせていただいております。

以上です。

○1 番（江田邦明君） 質問終わります。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありますか。

7 番 滝内久生君。

○7 番（滝内久生君） 先ほどの総務課長の説明で、ちょっと簡略化させ過ぎだなという部分があったものですから、ちょっと確認させてもらいます。

中学校の仮設校舎の債務負担の関係ですけれども、単純に委託料を分けたという表現ですけれども、分けたという表現ではないのではないかなということで、その間の経過を教えてくださいたいと思います。

それから、あずさ山の家関係の予算のついていますけれども、今指定管理者がいらないという段階で維持管理しているだけだと思うんですが、今後、土地建物の活用の見通し、それから方向性、ある程度はもう喫緊の課題ですので検討されていると思いますので、今のところの現状でいいですから、どの程度の検討を加えて、方向性はこうだよと、アバウトはこういうものだというのがあれば教えてください。

○議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 下田中学校仮設校舎の関係でございます。すみません、説明が足りなくて申しわけございません。

仮設校舎でございますけれども、現在平屋建てで400平米程度のものを想定しているところでございまして、本年の11月、12月から来年の2月ぐらいまでには設置を完了いたしまして、来年の3月から2021年9月ぐらいまで利用いたしまして、2021年10月から2022年1月ぐらいにかけて解体撤去を行うという予定で、今年度当初予算には3,500万円の3年間、1億500万円の債務負担行為を設定させていただいたものでございます。

今回、実は債務負担行為のほうを変更させていただきまして、新たに委託料を1,500万円計上させていただいて、工事費については各年500万ずつ減額させていただいて9,000万、合わせて1億500万ということで、総額自体は変わっていないということでございます。

まず、変更の理由ということでございますが、当初予算の時点では仮設校舎の工事につきましては、設計・施工の一括方式で、総合評価方式で行おうというようなことで予定をしておりました。しかし、設計・施工一括方式が可能な、下田市に登録している業者さんにつきましては、市内で2業者さん、それから市外で1業者さんというようなこともございまして、市内の建設業者の皆さんへの受注機会の拡大のために、設計管理業務委託と、それから工事

請負ということで、両方とも入札を実施して施行するために委託料相当分1,500万円を減額し、新たに委託料に盛り込んだというようなことでございます。

ちなみに、現在予定しておりますのが、実施設計で950万円、それから設計管理で550万円というようなことで予定しているところでございます。

市内に建築の業者さん、10社程度登録しておりますけれども、恐らく制限つき一般競争入札で行うとなりますと、恐らく6者程度の参加は見込めるのではないかなというところがございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） 私のほうから山の家についてお話させていただきます。

2月の全員協議会でもご報告させていただいたとおり、山の家については前年度で指定管理の期間が満了いたしまして、現在は市の直営、休業中ということで、施設の維持のみを市のほうでやっているということで、今回予算計上させていただいております。

今後の活用方針についての検討状況なんですけれども、こちら指定管理が満了したということについては、報道などにも出ていたとおり多くの人が知るところではありまして、その結果、幾つかの団体、企業さんのほうから活用の提案をいただいております。まだそれぞれ提案いただいている方々にとっても、ぜひお願いしたい、ぜひここでというふうに確実にそこに山の家でお願いしたいということが確定しているわけではございませんので、具体的な団体名ですとか、その活用案については、すみません、この場では控えさせていただきます。

ただ、そういった案がいろいろ出てきている中でございますので、当局としましても、それらの案を実現可能性ですとか、今後の発展ですとか、そういった地域の方々のご意見とか、もしくは市役所の中でも公有財産の活用検討について検討している場もございますので、そういった意見も踏まえまして、もちろん議会のほうにも報告、議論をさせていただいた上で、できれば僕としては今年ぐらいにはその方針を見出して、来年度以降には実際に新たな活用に向けた手をつけていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 7番 滝内久生君。

○7番（滝内久生君） 債務負担のいきさつをもう少し言わないと、この資料だけだと読み切れないもんで、総務課長がちゃんと説明するなり何なりをしないと、その程度の説明で気がついたのは1人か2人だと思いますんで、もう少しわかりやすく、もしかしたら誰もわから

ないですつと過ぎたかもしれないもので、その辺は詳しい説明よろしくをお願いします。

それから、山の家自体はいろんな方法があると思うんですが、そもそもがもとに立ち返っていただきますと、教育関係の海の家、山の家というのがあったんです。田牛小学校の跡地が海の家かな、元須原小学校の建物が山の家ということで、それなりに教育施設で運用していたと。老朽化が激しいもので直しましょうということで、ただ、国庫の補助がありますと下田市にとって一つしかできないだろうというお話が持ち上がって、海の家は補助事業でやりましょう、山の家はほかの補助をもらってやりましょうという話で検討されて、山の家については補助金を探して、農業関係の補助金を引っ張ってきたという経過で今の状態になっていますんで、社会の情勢も変わっていますけれども、教育施設で海の家、山の家という昔風のそのままというわけにはいかないと思いますが、そういうことは根底にあるということは頭の中に入れてこれから検討してもらいたいと思います。

それから、山の家については、地面、土地については地域の有力者の方々が小学校のためだということでご寄附をいただいた土地ですので、軽々に売却とか、そういうことはしないように今後していってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 山の家由来につきましては、承知しているところでございますけれども、現在いろいろ引き合いが来ておりますけれども、その中で、教育も大事なんですけれども、教育よりも地域の人たちに貢献できるようなものを選定をして、地域の方たちの理解を得ながら、また、その段階になりましたら、財産のいろんな処分の仕方も議会に諮っていきなさいいけないというふうに思っておりますので、そのときにはまたご協力をお願いしたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） 議員がたしかあの山の家を設置する場合に、実際あの当時は、今は産業振興課といいますけれども、当時産業課だったと思いますが、産業課のほうの所管で、あそこは農業関係の体験施設ということで設置して補助をもらいながら、直接議員も担当されていたんじゃないかと私は記憶しておりますが、ある意味でいえば行政施設の範囲からすれば、教育施設という範疇ではないんです。いわゆるその産業課関係の農業の体験施設ということで設置した施設だと私は記憶しております。

そういうことの中で、ある意味教育だけに限ってという理由に縛られるということについ

ては、今後の利活用についても一応ある程度制限が出てくる関係がありますので、そういうくくりはいかがかなというふうには考えております。一番のあの施設といいますか、跡地も含めて有効活用という観点から考えれば、一番念頭に置かなければならないのは先ほど市長からも申し上げたとおり、地域のいわゆる住民の生活に一番役立てる方法、それが一番いい方法であろうというふうに考えております。

従前から地元の議員さん等々からも言われているとおり、いわゆる農業体験施設というものを設置した根拠というのは、地域の産業振興のために役立てる方針でもあるということは当初考えられていたことでありますので、最近言われていることは、あそこがやはり指定管理が解かれた以上は、その後の活用については、今までどおり地域の産業振興のために役立ててほしいという要望を承っているのは事実でございます。

しかしながら、それ以外に地域の住民のために役立てる手法があるのであれば、それにこだわらずに地域の方々のご意見を参考にしながら、また意見を言っていただきながら、地域の振興のために役立てる手法を考えていきたいとそういうふうと考えておまして、その中の方向性として、若干の方向性を見出すような引き合いが来ていると、そういう状況の中で一番地元にも有利な方法を選択しながら、議員の皆様にご相談させていただきたいと、そのときが来たらまたご相談をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（小泉孝敬君） 7番 滝内久生君、3回目です。

○7番（滝内久生君） 重々承知しています。

私、お別れ会から何から全部担当してやりましたので、経過は全部わかっていますんで、基本にはやっぱり教育施設の海の家、山の家というのがあって、お金がないもので補助金探したという経過は副市長もよくご存じだと思いますけれども、ただ、今、市長が言われたとおり、その地域の振興というのはもう言ってもらえば一番いいんですが、私の考え方持っているのは、もっと乱暴な考え方持っていますので、ここではちょっと今言えないですけども、もっと簡単に処分しようというプランも持っているんですけども、先ほど言いました地域の方々の寄附でできた土地、地面ですので、その辺はご理解というんですか、周りの周辺の方のご理解を得ないと簡単に処理できないものですから、その辺は十分注意してもらいたいのと、それからこの間まで指定管理やっていた方が設置したものはかなりあります。

契約の中で、そのまま指定管理終わったら置いていくんだよというのを書いてありますけれども、なかなかその辺もうまく確認をとって有効活用できるように、これから検討してやっていってもらいたいと思います。

終わります。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑ありませんか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 歳入から聞きたいと思うんですが、14款2項5目1節でしょうか、それと14款2項5目3節のゆのもと橋にかかわります歳入が組み替えるという形の予算が出ていようかと思いますが、これは防災・安全交付金事業と地方道更新防災等対策事業費に組み替えるんだとこういう説明いただきましたが、国の方向で単に組み替えたものであって、全く同じ内容の補助金になるのかと、今後の橋とか道路の補修をしていくときに影響というんでしょうか、そういう違いはあるのかなのか、金額的にも大変大きな補助金になりますので、その点を1点確認をさせていただきたいと思います。

それから、あずさ山の家の物品売り払い代、予算書の19ページになりますが、科目存置で1円、井戸水の売却代が記載がされております。私の記憶ですと、この井戸を掘って施設を設置したのは栄協であると、指定管理から今日外れているということになりますと、この施設は市のものであるのかどうかと、そしてこの1円科目存置しているということは、狩足の水として栄協さんはこの水事業をしたいと考えているのかと、10トンとか20トンとかの水を今年も利用するというこういう方向であるのかと、そして今後ともこの栄協さんに狩足の水として、この井戸水を提供するというこういう方向で考えてられるのかお尋ねをしたいと思うわけであります。

それから、21ページの歳入でございますが、自治総合センターのコミュニティ助成金が219万9,000円いただいているわけでありましたが、この金額が219万9,000円がどうしてこの金額になるのかと、もっと増えたりするような仕組みというのはないのかと、この性格上どういうものであって、この金額になったのかということをお尋ねをしたいと思います。

さらに、歳出のほうにつきまして、25ページの土砂災害の洪水ハザードマップ作成業務委託、25ページの13節でございますが、大変重要な事業になろうかと思いますが、この土砂災害の実態把握とか等々、全く委託してしまっにつくるのか、どういう形でこのハザードマップがつくられるのかということをお尋ねをしたいと思います。県や業者に委託してこういうものがつくられるのか、市の職員の皆さんがどういうぐあいにこの事業にかかわって、このハザードマップが完成されるのかということについて見解をいただきたいとこのように思うわけです。

さらに、朝日公民館のフェンス、35ページであります、工事を行ってくださると、これ

は放課後児童クラブ等とこの朝日公民館は一つの施設として利用したいという方向が打ち出されているので、フェンスもということになるのかなと思いはしているのですが、既に朝日公民館についてはフェンスがあって、裏側に行ってもものをつくるというのは前にお聞きしたような気もするんですけれども、177万円でどのようなフェンスを何の目的でつくられるのかということをお尋ねをしたいと思います。

とりあえず、以上お尋ねいたします。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは私のほうからは、ゆのもと橋の国庫補助金の関係お答えさせていただきます。

従来、昨年までですと、災害に強い道づくりという大きな事業の枠組みの中で、橋梁の長寿命化事業と道路構造物、トンネルとか橋梁の定期点検業務を行っておりました。一つの枠の中でやっていたことでメリットとして、例えばトンネルの点検のための費用が入札差金とかが出て思ったより安く済んだときに、その補助金を橋梁の工事のほうに回せるという、逆もしかりなんですけれども、そういった利点があったのですけれども、29年度ごろからの国の情勢で補助金のつき方のほうが、定期点検にはほぼ100%のお金をつけましょう、ただ不足する財源のしわ寄せが実際点検して悪いところが見つかって、その工事のための予算、具体的にはゆのもと橋もそうですけれども、宮渡戸橋のかけかえのときからその工事に対しての補助金のつきぐあいが大変悪くなったということで大変苦勞しまして、議員の皆様にも県に要望に行っていたりした記憶があるんですけれども、そういったことでご尽力をいただいていたところなんです、今回県のほうの指導で橋梁のためのその補助金、切り離して考えたほうが補助金のつき方がよいということで今回要望していたところ、そちらの新しい今回振りかえるほうの金額、満額ついたものですから、今後それでやったほうが予算の行ってこいができなくなるというデメリットはあるんですけれども、今の状況が続くようであれば完全に切り離して橋梁の工事は橋梁の工事、点検は点検と違うメニューでやったほうが有利であると、補助率等は全く変わりませんので、そういった判断で今年度この6月補正で組み替えをお願いするものでございます。

私のほうからは以上です。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） では私から、山の家の井戸水についてお話をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、あちらの井戸、山の家を利用される方に対して、前指定管理者様のほうで掘られた井戸ではございますが、井戸自体は市のもので、おっしゃるとおりそうでございます。その水も市のものでございますので、今回こうして売り払い代として毎年計上させていただいているものでございます。

これからなんですけれども、その井戸の上にあるポンプ、くみ上げる設備ですとか配管は、前指定管理者さんがその水を使ってペットボトルとして水で販売されているという事業に活用されてございますので、引き続き占用料としてこちらも予算に計上させていただきます。

こちらをいつまで続けるかというお話なんですけれども、そこは前指定管理者さんとお話をさせていただいている中では、引き続きやっていくという意思を聞いてはございます。ただ、もうずっとやれるだけやるというようなことまでお約束するものではなく、そこは彼らの事業判断の中で、もしかしたら、いつになるかわからないけれども、いつかは井戸を埋めるという判断も彼らにはあるだろうなということは思います。

市としても、とりあえず、そういった水を販売するということに活用いただいているということ、事業としてやっていただいていることに対しては、そういったポンプ設備や配管などの占用料をいただいた上で、そういった水をくみ上げて活用してもらうということにはご協力させていただくと同時に、今後の事業判断によって、もし、もう井戸水はいいよということになれば、またそれを市のほうでどうするか、埋めるか、また別の活用を探すかということとは検討していきたいなと思っています。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 私のほうからは、コミュニティ助成金についてお答えさせていただきます。

加増野区についての助成でございまして、今回補正額210万9,900円となっております、当初予算には科目存置として1,000円加え、220万円の助成金となります。内容につきましては、加増野区の祭り、イベント等に使う備品の購入となっております。内容としましては、祭りに使う衣装代、集会用のテント代、折り畳み式テーブル代など、それぞれ含めて約220万円ということに対し、今回補正予算を計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋 出君） 私のほうからは、土砂災害・洪水ハザードマップ作成業務委託の件ですけれども、約3カ月前の平成31年3月に県のほうから想定し得る最大規模の豪雨、

レベル2の公表がされました。洪水想定を載せるほか、平成27年3月以降に追加のありました土砂災害危険箇所情報49カ所を反映しました、平成26年度に作成しましたハザードマップを更新・作成するために計上させていただいたわけですが、市町の義務として、水防法の中で印刷物の配布、その他の必要な措置を講じなければならないということで、印刷物というのが洪水ハザードマップで、その他の必要な措置ということで、市民の方々に、住民の中に入りまして説明をしながら、その洪水マップを配っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木美鈴君） 朝日公民館のフェンスの設置ですが、公道のほうじゃなくて隣地のほうなんですけれども、その部分に今、朝日公民館放課後児童クラブとかやっているんですけれども、その部分にイノシシとか鳥獣が侵入するというような事態がございまして、その関係でその部分に1メートル10センチから1メートル20センチの金網式のフェンスを50メートルぐらい設置させてもらって、利用者の安全性を確保しよう、そしてまた畑がございまして、うちのほうから入ったイノシシのようなので、その畑の方にもご迷惑がかからないようにしようということで設置することになったものでございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） わかりました。

この説明資料の5ページのちょっと聞き忘れたものですから、用地事務の受け入れ収入が河津下田間の伊豆縦貫道の関係だろうと思うんですが、370万のこの用地事務受け入れ収入が国からいただいているというぐあいに思います。この収入はどういうことと言ったら失礼ですが、どういふことなんでしょう。実際に職員がこれ担当していますので、この金額で賄えるような仕事であったのかと、あるいは下田市が請け負った事業の何割かが来るというような仕組みになっているのかと、今後、これらの受け入れ事務の金額はどういうぐあいになるのかわかればお教えをいただきたいと思います。

それから、一つの意見であります、一村一品運動というんでしょうか、そういう意味では地域の産物として狩足の水といいますか、一つの下田の清い水売り出すというのは、一定のいろんな意味での観光地にとってのメリットはあると思うわけです。単に利益のためにやられては困るというようなことはあるかと思いますが、そういう意味で業者がやらない

のであれば、ほぼ公的な形のものでそういう事業を検討していくということも必要かと思えますので、ぜひとも業者の方とそれなりの関係を持って、そういう売り出しができればそれは一つの大きな事業展開もできるのかなとこんな思いもしておりますので、余分なことかもしれないけれども、そんな思いであります。

それから、このハザードマップの関係は、26年につくったものを県のほうの指定があつてということであろうかと思いますが、やはりこの災害マップをつくるというのは、実際指定を受けた地元の方と具体的に詰めていって、県の指定したところも地元としても確認がされていくよと、こういうことが本来ではないかと思うわけです。マップをつくってこういうぐあいのものが調査した結果できましたと、ご覧くださいと、こういうことではない市民ぐみのそういうマップづくりというようなものが理想としてはあつてしかるべきではないかというぐあいに思うわけでありますけれども、そういう点についてのご見解はどうかお尋ねしたいと思えます。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 用地事務受託収入についてご説明させていただきます。

伊豆縦貫自動車道の用地関係の事務委託なんですけれども、国土交通省は静岡県土地開発公社にその事務を委託しているんですけれども、その事務の一部をまた下田市が受託しているということで、受託業務の主な内容は、用地なり物件移転の交渉に行つて話をまとめてくること、契約書に判こを押してもらふところまでが下田市の仕事となっております。

今年度につきましては、およそ5億7,390万円分の契約をまとめてきたら、670万円を下田市に委託料を支払ふとそういう契約になっております。

私のほうからは以上です。

○議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋 出君） 沢登議員の質問ですけれども、近年、全国的に計画規模を超える降雨によりまして、水害が全国に多発しています。その想定規模の降雨を対象とした洪水想定図をまずは公表しなさいということなんです。それを市町村がハザードマップにして市民のほうにあらわすということで、市民の方もわからない点がいっぱいあると思うんです。そういうことをまずは市民の方に知らせる、その後に市民の方がこういうことがいいんじゃないかとか、ああいうことをしたらいいんじゃないかということをお互いに考えていただくか、あとは各地区に安全組合みたいのがありますので、そういうところで考えていただければいいんじゃないかというふうに考えております。

○13番（沢登英信君） 終わります。

○議長（小泉孝敬君） ほかに。

6番 佐々木清和君。

○6番（佐々木清和君） まずは確認をさせていただきます。

焼却場の修繕料、これ今回の障害の修繕という理解でよろしいでしょうか。今現在故障している。まず懸案の確認ですが。いいですか、じゃ、続けて。

私の専門的な分野で、責任どうこうじゃなくて、これからのアドバイスということで提案させていただきたいんですけども、新人議員研修で各施設を見学させていただいたときに、たまたまその工事現場を確認させていただいて、自分でもなぜこうなったのかというのを確認させていただいたんですが、僕ら機械を点検するときには、僕らが機械を管理するには、運転の音、熱、におい、これで初期の判断をするんです。恐らく大きな機械があそこまで破損するということは物すごい音がしていたはずでございます。

皆さんにわかりやすく説明すると、皆さんの乗用車、このエンジンが、オイルが減ってきってからから音がします。普通ですとここで車を点検します、やめて。今回強引に運転して破壊をしたというのは、僕ら専門的な立場で見て、初期の段階で運転を停止していれば、トータルで1,500万円ですか、恐らく5分の1ぐらいで最小限の部品で修理ができて、この短期間で復旧ができたと思うんです。

現場でお伺いしましたら、予算書を上げたんですけども、財政のほうでなかなかないということで、うまく予算がとれなかったということだったんですが、本来ならその場で運転をとめることによって、この貴重な税金が節約できたはずなんです、今後のこともありますんで、そういう施設のある程度診断ができるレベルに職員がスキルアップですか、技術を身につけていくということが大事かと思うんですけども、見させていただいて本当にエンジンでいえばエンジンが粉々になったという感じですので、今後のこともありますので、その予算と財政と現場との仕組みが僕よくわからないんですが、壊れる前にうまく予算がとれなかったのかなという、その辺感じておりますので、これアドバイスということで、これからのもありますので、ご検討していただければと思いますけれども、以上です。

○議長（小泉孝敬君） 環境対策課長。

○環境対策課長（高野茂章君） 今回の補正予算に限っては、今の1号の誘引送風機については当初予算のほうで年間予定していたのを前倒しして今3,200万で発注しております。今回の補正予算をお願いしているところについては、ごみクレーン、吸塵器、あともろもろ小さ

いものも補正予算を要求しているところでございます。

それであと、定期点検につきましては、もう30年以上の職員がいまして、その異音についてもわかっておりましたので予算要求という形にはなっております。それが今、全ての職員が機械に精通しているわけではありませんで、その辺についてはもっともっと勉強していかなくちゃならないかなと思っているところです。

やはり予防保全というのは大事で、壊れてからじゃなくて予防保全という形で、これからも予算要求はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○6番（佐々木清和君） ありがとうございます。終わります。

○議長（小泉孝敬君） ほかに。

10番 橋本智洋君。

○10番（橋本智洋君） 23ページの0246事業、移住・交流居住推進事業、こちらの空き家バンク登録物件、この管理委託業務ということですが、この管理をどのようにして、どのようなことをしていくのかという今後の方向性をお聞きしたいのと、次の移住・就業支援補助金、これ目的、それから内容で、その移住に関しての目標値とかあれば教えていただけますか。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） まず、空き家バンクについてですが、今回補正に計上させていただいたものは、27年度に建設課のほうで空き家バンク調査をやっているんですけども、その中で何とか活用できるんじゃないかというのを統合政策課のほうで70件程度絞りまして、またそのうち20件程度を目標にして、所有者様との交渉も必要になるんですけども、そのうち20件程度を建築物の現況調査、図面等作成、イメージとしては不動産屋に掲示してあるような資料をつくることをホームページ等で紹介することを目的としております。そのような所有者様の交渉も含めて業務を委託するものとなっております。

移住支援事業制度につきましては、内容につきましては、東京圏への一極集中の是正、地域の中小企業等の人手不足の解消のため、これ総務課長からもお話がありましたが、国の地方創生事業として全国一律の地方事業を促すための支援制度を創設したことに伴い、これに伴い県が計画を策定しまして、割り当てられた分を今回補助金として計上しております。

制度の内容についてですが、これがかなりちょっと厳しい条件と私は感じているんですけども、移住する前に継続して5年以上東京23区に在住していた方、また、不条件、不利地域は除くということを前提で東京圏、近隣の都市、かつ東京23区に勤務していた方ということ

が条件がまずありまして、また2つ目として下田へ移住してきた方は平成31年4月1日以降であること、支援金の申請時に移住後3カ月以上1年以内であること、移住先の市町に支援金申請後5年以上継続して住居する意思があること、そしてまた中小企業と就職することも明記されておりまして、県実施のマッチング支援対象事業というのに登録された事業が必要となります。そういった中で、企業に対しては今のところ、こちらからもお願いしている企業は何社かあるんですが、少ない状態であることは申し上げておきます。

この制度は、実施期間、31年度から6年間となっております、今回補正に計上させていただいたものにつきましては、補正の支給額は1件2人以上の世帯については100万円、単身世帯については60万円となっております、今回下田市に割り当てられたものは、単身が2人、世帯については3世帯、合計すると420万円、そのうち県の補助が4分の1、国が2分の1ということで、歳入のほうには315万円計上しております。

今後の見通し目標ということに関しましては、この制度は今回割り当てられたのを目標に、今年は進めていくしかないと思います。その方法としましては、今、県とか賀茂地域と連携して、東京首都圏に移住の相談会とか交流会を下田市も積極的に参加しております。それが年に6回ぐらいあるかと思います。そしてまた、独自の事業としましても、首都圏へ2回程度行く予定もございます。その中で、下田市をPRして、これに限らず結婚支援制度とかもいろいろありますので、そういう制度もPRして移住に努めていきたいと思っております。この補助金に関しての目標と言わせていただければ、今回計上したものを何とか、本当に厳しい条件でちょっとどうなるかという不安はありますけれども、これを目標にやっていくしかないとは私は思っております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 10番 橋本智洋君。

○10番（橋本智洋君） ざくっとお聞きした内容で、非常に厳しいなというようには感じますけれども、また途中経過及び進捗を教えてください。

終わります。

○議長（小泉孝敬君） ほかに。

2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 9款5項4目芸術文化振興費ですけれども、補正予算書34ページですけれども、吉田松陰寓居処測量と鑑定に210万円ほどの補正が入っていますけれども、それ自体は文化財の保護という視点だとは思われるんですけれども、なぜ今このタイミングで、

しかも補正というタイミングで急ぎで入っているのか、そこだけ教えてください。

○議長（小泉孝敬君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木美鈴君） 吉田松陰寓寄処は、昭和16年に県の指定となりました。建物については昭和55年4月1日所有者より寄贈を受け、市のもとなっております。土地に関しては、まだその所有者の方のものになっているんですけども、その方も段々と高齢になりまして、去年、相続の関係もあって購入はできないかというようなお話がございました。その関係で、当課は県の補助金を使ってそれを購入できないかということで申請をしていたわけです。本当であれば、県としては土地の購入は認めない方向で今いるのですが、多分来年度からは厳しく認めない方向でいるという方針であるのですが、この吉田松陰寓寄処の重要性を鑑みて、今年度、うちの土地購入の申請を受諾していただく内示をいただきまして、その関係で6月の補正に不動産鑑定等の委託料等を支出を上げさせると同時に、歳入のほうに文化財の補助金ということで金額の2分の1をのせさせていただいております。

以上です。

○2番（中村 敦君） 終わります。

○議長（小泉孝敬君） ほかに。

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小泉孝敬君） なければこれをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第51号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

次に、議第52号 令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第52号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第53号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第53号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第54号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第54号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第55号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第55号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第56号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第56号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（小泉孝敬君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会します。

なお、22日、23日は休会とし、24日、25日はそれぞれの常任委員会の審査をお願いし、26日午前10時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

本日はご苦労さまでした。

午後 3時13分散会